

令和5年度

包括外部監査結果報告書

(概要版)

令和6年3月

呉市包括外部監査人

弁護士 原 晃 志

本監査の実施期間中である令和6年1月1日、令和6年能登半島地震が発生しました。
この地震により犠牲となられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。
また、被災者の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。
皆様の安全と一日も早い復興を衷心よりお祈り申し上げます。

目 次

第1章 包括外部監査の概要 1

第1	外部監査の種類	1
第2	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4	監査対象期間	1
第5	監査の方法	1
1	監査の視点	1
2	主な監査手続	2
3	監査の対象	2
第6	監査の実施時期	2
第7	包括外部監査人および補助者	2
第8	利害関係	2
第9	その他	2
1	指摘・意見について	2
2	用語等について	3
(1)	用語	3
(2)	略符号	4
(3)	その他の表記	4

第2章 監査対象の概要 5

第1	呉市の自然的条件と過去の自然災害	5
1	呉市の自然的条件	5
(1)	地勢	5
(2)	地質	5
(3)	気候	5
2	過去の自然災害	6
第2	呉市における防災・減災に関する計画	7
1	第5次呉市長期総合計画	7
(1)	計画の趣旨	7
(2)	第5次呉市長期総合計画の構成等	7
(3)	前期基本計画における「防災・減災」の位置付け	7
(4)	防災力の向上、災害の教訓の継承に関する構成事業集	7
2	国土強靱化地域計画	7
(1)	計画の趣旨	7
(2)	目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	8

(3) 重点化する施策	8
3 呉市地域防災計画	11
(1) 計画の趣旨	11
(2) 地域防災計画の構成等	11
(3) 管理状況等	11
(4) マニュアルの作成等	11
4 呉市復興計画	12
(1) 計画の趣旨	12
(2) 復興計画の構成等	12
5 その他の計画	12
第3 防災・減災に資する事業一覧及び監査対象事業の選定	13
第4 監査対象事業一覧	15

第3章 包括外部監査の結果 17

第1 本章の構成について	17
1 構成概要	17
2 備蓄物資等の現地視察について	17
第2 72の事業に係る個別の監査結果のうち、指摘又は意見のあったもの	18
第3 備蓄物資等の視察による監査結果	57
1 視察場所の選定について	57
(1) 備蓄物資等のある場所	57
(2) 選定した視察場所について	58
2 視察結果の概要	59
3 各チェック項目について	60
4 現地視察において問題点が散見された原因に関する考察	75

第5章 まとめ 76

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災の事業に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

- 1 日本は、諸外国に比べて自然災害が発生しやすい国土であり、毎年様々な自然災害を生じている。現在、特に南海トラフ地震発生への切迫性が高まっている。

呉市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、法令に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震以外についても、平成30年7月の西日本豪雨によって呉市は大きな被害を受けた。

呉市の防災・減災への対応に関しては、「第5次呉市長期総合計画前期基本計画（令和3年度～令和7年度）」における基本政策の一つに「防災・減災に向けた体制の強化」があり、防災力の向上、災害の教訓の継承という2つの施策が掲げられ、そのための各種事務事業の取組がなされているところである。

これら防災・減災の事業に関する事務の執行が、市民の生命、身体及び財産を保護するために非常に重要であることは述べるまでもない。

- 2 また、「令和元年度呉市民意識調査結果報告書」によれば、呉市の政策全般に対する満足度・重要度に関する市民の意識調査において、「満足度が低く、重要度が高い」に該当する項目に「防災、災害対応」が挙げられている。

このように、呉市の行う防災・減災への対応に関しては、市民においても高い関心を有しているものといえる。

- 3 加えて、呉市の過去の包括外部監査において防災・減災を直接のテーマとしたものはない。

- 4 以上に鑑み、防災・減災の事業に関する事務の執行について監査を実施し、指摘や意見を表明することが有用と判断し、特定の事件として選定した。

第4 監査対象期間

令和4年度。ただし、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

- 1 監査の視点

監査に当たっては、監査対象となる地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について、次の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか

に、特に、意を用いなければならない（地方自治法 252 条の 37 第 2 項）。

地方自治法 2 条 14 項：住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同条 15 項：常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

これを踏まえ、監査の視点として次の 3 つを設定した。

① 合規性

事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に従って行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務の執行が、経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているか。

③ 公平性

事務の執行が、公平に行われているか。

2 主な監査手続

防災・減災に資する事業を所管する課等に対して文書による照会および口頭によるヒアリングを行い、関連する資料およびデータの提供並びに説明を受けた。また、必要に応じて現地視察を行った。

3 監査の対象

呉市における防災・減災に資する事業のうち、後記 15～16 ページ記載の 72 の事業を対象とした。

第 6 監査の実施時期

令和 5 年 6 月 6 日～令和 6 年 2 月 14 日

第 7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	弁護士	原	晃志
監査補助者	公認会計士	山田	紳太郎
監査補助者	弁護士	山岡	嗣也
監査補助者	弁護士	加藤	之拓

第 8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第 9 その他

1 指摘・意見について

【指摘】として記載した事項は、「監査の結果として報告」（地方自治法 252 条の 37 第 5 項）するもの、すなわち、適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要と見料するものである。

【意見】として記載した事項は、「監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出」(同法 252 条の 38 第 2 項)するもの、すなわち、直ちに適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要とまでは考えないが、是正を検討することが「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」と思料するものである。

2 用語等について

(1) 用語

本報告書における基本的な用語は、以下のとおりである。

用語	内容
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害(災害対策基本法 2 条 1 号)
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること(災害対策基本法 2 条 2 号)。 災害予防、災害応急対策、災害復旧の 3 つの概念が含まれる。
災害予防	災害の発生を防止し、災害そのものの拡大を防止すること。
減災	災害時の被害発生自体は避け難いことを前提として、その被害をできるだけ小さくする取組み。 概念上は防災に含まれるところ、災害発生をより強く意識させる語感を持つ。
災害応急対策	災害が発生した場合に、応急的救助をおこなうなど、災害の更なる拡大を防止するための対策。
災害復旧	災害による被害や障害を修復して従前の状態や機能を回復し、被災者の生活の立て直しを図ること。
災害復興	単に災害前の状況に復旧するのではなく、長期的展望に基づき、市街地構造や住宅形態、社会経済を含めた地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域の創出を目指すこと。
自助、共助、公助	防災対策を考える上での概念。自助は、自ら(家族も含む)の命は自らが守り、または備えること。共助は、近隣の者が互いに助け合って地域を守り又は備えること。公助は、行政・防災関係機関が個人、地域と連携した防災対策を実施し地域を守ること。
備蓄物資等	類する語として、備蓄品、防災備蓄、災害備蓄、防災資機材など様々なものがある。呉市危機管理課においては「備蓄物資」を水や非常食などの食料や避難所等で使用する消耗品を指すものとし、「防災備蓄」は、消耗品以外の備品を指すものとしている。本書において「備蓄物資等」と表記する場合、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を総じて「備蓄物資等」の語を用いている。ただし、引用等に当たり原文等の語句を用いた部分がある。

(2) 略符号

法令等の条項を表記する場合、次のとおりとする。

- ・条番号 第1条、第2条、… ⇒ 1条、2条、…
- ・項番号 第1項、第2項、… ⇒ 1項、2項、…

ただし、条文数に枝番がある場合には、「第」を挿入する。

- ・号番号 第1号、第2号、… ⇒ 1号、2号、…

(例) 第1条第1項第1号 ⇒ 1条1項1号

第1条の2第1項 ⇒ 1条の2第1項

(3) その他の表記

- ・読みやすさを考慮し、公用文の用字用語例や「呉市公用文に関する規程」に準拠していない箇所がある（「及び」、「又は」等を平仮名表記するなど）。

第2章 監査対象の概要

第1 呉市の自然的条件と過去の自然災害

1 呉市の自然的条件

(1) 地勢

市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしており、市域面積 352.83 km²の中都市であり、市域面積に占める山林面積の割合は、約 54%となっている。

市域は、東から野呂山 (839m)、白岳山 (358m)、灰ヶ峰 (737m)、休山 (500m)、茶臼山 (283m)、天狗城山 (292m) などの山々によって、安浦、川尻、仁方、広、阿賀、中央、吉浦、天応、昭和など各地区に細分され、これら山ろくの小規模な扇状地が市街地を形成している。

この狭あいな平坦地を西から二河川、堺川 (中央地区)、黒瀬川 (広地区) の主要河川が貫流し、その他各地区の各小溪流は、地形の特質から急こう配の溪谷となり、川幅も狭く、全長も非常に短いものとなっている。

特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平坦地が極めて狭小であるため、山ろくの傾斜地に民家が密集して山腹まで至っている。

また、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含んでいる。

(2) 地質

地質は、わずかに灰ヶ峰山塊と野呂山山塊の一部が粘着力に富んだ石英斑岩系統であるのを除き、そのほとんどが花崗岩系統のものであり、低地は沖積土によって覆われている。

花崗岩系統のものは、容易に風化し、粘着力がなく崩壊しやすい。

この二系統によって、林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林としだ類でやせた土地が多いが、石英斑岩地帯は、かん木草類又は良く生育した針葉林である。なお、昭和 20 年 9 月及び昭和 42 年 7 月の大水害による山崩れ及び崖崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯であった。

(3) 気候

市の気候は、瀬戸内気候の典型的なもので年間を通じて概して温和である。すなわち、年の平均値は、気温 16.5℃、湿度 68%、風速 2.6m/s になっている。

また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は、1,417.2 mmで、山陰地方の 2,000 mm、四国太平洋側の 2,500 mm程度に比べると 500 mm~1,000 mmも少ない。

しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮災害がしばしば起こっている。

2 過去の自然災害

呉市は、戦後では、昭和 20 年 9 月の枕崎台風、昭和 42 年 7 月の豪雨、平成 11 年 6 月の豪雨、平成 13 年の芸予地震、平成 30 年 7 月の豪雨等、梅雨前線や台風に起因する風水害や地震等による自然災害が発生している状況である。

過去 20 年間で災害救助法が 5 度も適用されているなど、呉市は、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水等により、市民の生命や財産等が甚大な被害を受けてきた歴史がある。

平成 30 年 7 月豪雨においては、市内で 182 件の土砂災害が発生し、死者 25 名となる近年まれにみる大きな被害を生じた。各地で道路や鉄道など交通機能が寸断され、経済活動にも大きな影響を及ぼした。

発生年	災害救助法適用災害	法適用日
平成 30 年	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30 年 7 月 5 日
平成 22 年	梅雨前線豪雨	平成 22 年 7 月 14 日
平成 16 年	平成 16 年台風 18 号	平成 16 年 9 月 7 日
平成 13 年	芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日
平成 11 年	梅雨前線降雨	平成 11 年 6 月 29 日

第2 呉市における防災・減災に関する計画

監査対象となる防災・減災の事業に関する事務の執行には様々なものがあり、各種計画と関連している。

以下に、呉市における防災・減災に資する計画を概観する。

1 第5次呉市長期総合計画

(1) 計画の趣旨

長期総合計画は、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針であり、分野ごとの個別計画の最上位計画となるものとされている。

(2) 第5次呉市長期総合計画の構成等

第5次呉市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」と、基本計画に基づき実施する事業をまとめた「構成事業集」（一般的には「実施計画」）で構成されている。

(3) 前期基本計画における「防災・減災」の位置付け

前期基本計画における政策体系図における政策分野「3 市民生活・防災」、基本政策「防災・減災に向けた体制の強化」、施策「①防災力の向上、②災害の教訓の継承」が監査対象と関連性の高いものとなる。

(4) 防災力の向上、災害の教訓の継承に関する構成事業集

令和4年度構成事業集には、重要業績評価指標（KPI）や主な取組の一覧が記載されている。

2 国土強靱化地域計画

(1) 計画の趣旨

ア 国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験し、この教訓を踏まえて「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定した。

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものとされている。

地方公共団体は、国土強靱化基本法13条に基づき、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画を策定することができる。

イ 呉市においても、過去の災害の歴史を踏まえ、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靱化に向けた取組を計画的に進めていくための指針として国土強靱化地域計画を策定しており、呉市土木未来プラ

ン（令和3年3月策定）などの個別計画の上位計画とされている。

(2) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

呉市の国土強靱化地域計画においては、国の基本計画に即すとともに、広島県国土強靱化地域計画と調和を図って、4つの基本目標と、8つの事前に備えるべき目標が設定されている。

また、国の国土強靱化基本計画および広島県の国土強靱化地域計画において設定された大規模自然災害時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、呉市の実情を踏まえ22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した上、呉市の現状における脆弱性を評価してこれに対する83の対応策を設定している。

これらの内容は、後掲「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の表のとおりである。

(3) 重点化する施策

呉市の地域計画においては、後掲「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」(P.9～P.10)のうち、次に掲げる11のものを重点化する施策として選定している。

【人命保護に直接関わる事態】(9 事態)

1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生
1-2	津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
1-4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生
2-5	避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態

【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1 事態)

3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
-----	----------------------------------

【経済活動の機能不全に関わる事態】(1 事態)

5-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下
-----	------------------------------------

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策
<p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p>	<p>1 直接死を最大限防ぐ</p>	<p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建物等の耐震化 ② 土木施設の整備 ③ 住宅の防火・火災予防 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑥ 消防力の強化
		<p>1-2 津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>1-3 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 土砂災害警戒区域等に係る対策 ③ 消防力の強化 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>1-4 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し ④ 避難体制の整備 ⑤ 避難訓練の実施 ⑥ 防災意識の向上 ⑦ 避難所の環境対策
	<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄・供給体制の強化 ② 物流機能の強化 ③ ライフラインの確保
		<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災訓練の実施 ④ 避難場所・避難所の開設・運営
		<p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防力の強化 ② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑤ 緊急輸送用道路等の確保
		<p>2-4 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強い医療体制の構築 ② 疾病・感染症等の予防対策 ③ 緊急輸送用道路等の確保 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>2-5 避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所・避難所の開設・運営 ② 災害時の避難所環境等の改善 ③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等 ④ 被災者の生活支援

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策
<p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p>	<p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p>	<p>3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下</p> <p>対応策 ① 施設の機能強化等 ② 危機管理体制等の強化 ③ 情報・通信システムの運用 ④ 広域連携</p>
	<p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>	<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>対応策 ① 非常用電源の確保対策 ② 情報通信設備の電源対策 ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
	<p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>5-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下</p> <p>対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 交通体系の整備 ③ 港湾・物流機能の強化 ④ 多様な電力等の普及促進 ⑤ 事業者の復旧支援</p>
	<p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る</p>	<p>5-2 大規模な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 港湾・物流機能の強化 ③ 消防力の強化</p>
	<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>	<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止</p> <p>対応策 ① 備蓄物資の強化 ② 備蓄物資の供給体制の強化 ③ 物流機能の強化 ④ 港湾・物流機能の確保 ⑤ ライフラインの確保 ⑥ 多様な電力等の普及促進</p>
	<p>8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>6-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止</p> <p>対応策 ① 飲料水等供給体制の強化 ② 下水道施設の強化 ③ 土庫施設の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>対応策 ① 交通体系の整備 ② 公共交通機関の維持・確保 ③ 生活道路の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-1 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>対応策 ① ため池の防災・減災対策 ② 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生</p> <p>対応策 ① 危険物施設への対策の実施 ② 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>対応策 ① 農地の保全 ② 農業用基盤施設の整備 ③ 森林の保全</p>
		<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>対応策 ① 災害廃棄物処理体制の確保 ② 廃棄物処理施設の安定稼働</p>
		<p>8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>対応策 ① 多様な団体との連携</p>
		<p>8-3 貴重な文化財等の喪失</p> <p>対応策 ① 文化財の防災対策</p>

3 呉市地域防災計画

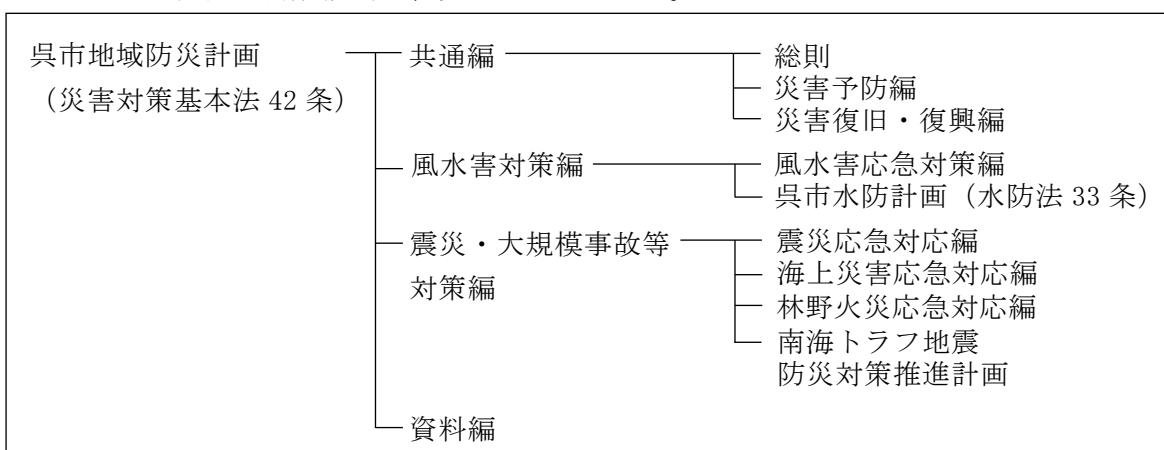
(1) 計画の趣旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）42 条の規定に基づき呉市防災会議が作成する計画である。

呉市の地域に係る防災に関し、呉市並びに関係する行政機関や公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 地域防災計画の構成等

この計画の構成概要は、次のとおりである。



なお、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「呉市水防計画」及び南海トラフに係る地震防災対策特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」とも十分な調整を図るとされており、いずれの計画も呉市地域防災計画に組み込む形で編綴されている。

(3) 管理状況等

呉市地域防災計画に基づく事業の一覧表は作成されておらず、呉市復興計画（P. 12）においてなされているような計画全体を見渡した進捗状況の管理・報告を行う課はない。

(4) マニュアルの作成等

呉市地域防災計画については、一定の事項に関し、マニュアル、様式、資料等によってさらに具体化されている。

各マニュアル等については庁内の共有ライブラリーにアップロードされており、市職員全員が閲覧できる状態にある。市民向けの資料である呉市避難所運営マニュアルについては、市のホームページにもアップロードされており、市民において閲覧・ダウンロードすることが可能である。

4 呉市復興計画

(1) 計画の趣旨

呉市復興計画は、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた呉市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、呉市の更なる発展を目指し、取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として策定されたものである。

(2) 復興計画の構成等

「～災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して～」を基本理念として掲げ、4つの基本方針（1 住まいと暮らしの再建、2 災害に強い安全・安心なまちづくり、3 産業・経済の復興、4 今後の防災・減災に向けた取組）と、これらに関する各種施策・主な取組を挙げている。

呉市全体を復興計画の対象とし、特に大きな被害を受けた地区である天応地区と安浦地区については、別途、地区計画が策定されている。

計画期間は、発災から7年間の平成30年度から令和6年度までとされ、豪雨災害からの復旧・復興に取り組むものとされている。ただし、より長期的視点で取り組むべき課題については、令和7年度以降も継続して取り組むものとされている。

(3) 進捗状況

呉市復興計画に基づく実施事業について、事業ごとに、担当課、進捗状況、課題などを復興総室が網羅的にまとめている。

その内容は市のホームページにアップロードされており、これまでに、平成31（令和元）年3月・9月、令和2年3月・9月、令和3年3月、令和4年3月、令和5年3月の各月末時点における進捗状況の報告がなされている（令和6年1月31日現在）。

令和5年3月末日時点で、水路災害復旧、ため池災害復旧、農地耕作条件の改善（ほ場整備）以外の復旧事業については、いずれも「完了」又は「ほぼ完了」となっている。

5 その他の計画

防災・減災に資するその他の計画として、呉市水防計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、呉市土木未来プラン、呉市都市計画マスタープラン、呉市耐震改修促進計画（第3期計画）、呉市公共施設等総合管理計画、呉市公共施設に関する個別施設計画、呉市上下水道ビジョン後期経営計画などがある。

。

第3 防災・減災に資する事業一覧及び監査対象事業の選定

- 1 「呉市における防災・減災に資する事業」の名称について、全庁に対して照会を行った。その回答結果は、下表【防災・減災に資する事業一覧】のとおり、全178の事業である。
- 2 このうち、次のi～ivの観点から、監査対象とする計72の事業を選定した。
 - i 防災・減災との関連性が特に強いと考えられる危機管理課の8つの事業
 - ii 平成30年7月豪雨災害に関する復興総室の4つの事業
 - iii 国土強靱化地域計画の重点化11施策に関連すると回答のあったもののうち令和4年度決算額が1,000万円以上となる56の事業
 - iv 第5次呉市長期総合計画の令和4年度構成事業集に掲載され、1,000円以上の予算額があるもののうち、災害予防に資すると思われる4つの事業

監査対象に選定した72の事業については、下表【防災・減災に資する事業一覧】において網掛け表示している。

【防災・減災に資する事業一覧】（監査対象の事業について黄色網掛け表示）

担当課	防災・減災に資する事業の名称	担当課	防災・減災に資する事業の名称
復興総室	(仮称)天応西条第2公園の整備に関するワークショップの開催	人権・男女共同参画課	皆実会館2階トイレ洋式化修繕
	平成30年7月豪雨災害呉市災害記録誌作成		広会館2階トイレ洋式化修繕
	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼行事		安浦会館1階トイレ洋式化修繕
	いなし広場整備		山の手アパート11号館耐震補強工事設計委託
行政改革デジタル推進第2課	サーバ室無停電電源装置バッテリー交換	文化振興課	野外活動センター災害復旧工事
	情報インフラ強靱化	スポーツ振興課	呉市体育館非常用発電設備改修工事
	災害時における業務継続性の向上		呉市総合体育館消火設備改修工事
	呉放送ネットワーク施設等災害復旧事業費補助金		呉市川尻グラウンドブロック塀撤去・フェンス設置工事
危機管理課	防災対策事業	福祉保健課	呉市倉橋体育館排煙窓修繕
	防災訓練事業		災害救助事業
	災害対策事業		災害見舞金等支給事業
	河川防災ステーション管理事業		災害対策事業
	防災情報網管理事業		社会福祉施設整備事業
	防災情報網整備事業		地域医療対策事業
	防災情報網改修事業		呉市医師会看護専門学校運営事業
防災情報システム管理事業	福祉の人材養成・就職情報提供事業		
管財課	避難所危険ブロック塀撤去事業	高齢者支援課	貯筋グループ活動支援事業
地域協働課	安浦まちづくりセンター中ホール系統空調機整備		避難所の環境（設備）改善
	阿賀まちづくりセンター空調設備改修工事		避難行動要支援者登録制度個別避難計画（高齢者分）の作成
	昭和まちづくりセンターエレベータ改修工事	地域版EMIS実装モデル事業	
	まちづくりセンター非常用発電設備設置	障害福祉課	避難行動要支援者登録制度個別避難計画（障害者分）の作成
	昭和まちづくりセンター外壁改修工事	こども施設課	認定こども園施設整備助成事業
	二川まちづくりセンター空調改修工事		呉市皆実保育所耐震化事業（呉市皆実アパート1号棟）
	川尻まちづくりセンター空調改修工事	環境政策課	災害復旧工事（市宮望地墓地）
	まちづくりセンタートイレ・空調整備外		災害復旧工事（呉市斎場駐車場等）
	阿賀まちづくりセンターエレベータ改修工事		呉市斎場駐車場土砂撤去業務
	安浦まちづくりセンター空調設備改修工事		天応西墓園土砂等撤去業務
	仁方まちづくりセンター空調設備改修工事		落石防護柵設置工事（蒲刈火葬場）
	災害時協力戸井共助利用支援事業		市宮吉浦墓地豪雨災害流出不明骨壺等整理業務
	LED防犯灯設置助成事業		斎場使用料の免除
	防犯カメラ設置補助事業		

担当課	防災・減災に資する事業の名称	
商工振興課	起業家支援プロジェクト	
	女性の創業支援	
	リノベーションまちづくり	
	にぎわい集客事業	
	中小企業の人材育成支援	
	企業立地被災施設等復旧助成	
来てくれ店舗公募事業		
観光振興課	グリーンピアせとうち山腹水路設置工事	
	グリーンピアせとうち法面崩壊対策業務	
海事歴史科学館学芸課	海事歴史科学館非常用照明蓄電池更新	
港湾漁港課	港湾海岸保全施設改良事業	
	海岸保全施設整備事業	
	港湾海岸保全施設等整備事業(県直轄事業負担金)	
	漁港等改修事業	
	漁港海岸整備事業(県直轄事業負担金)	
	港湾施設改良事業	
	港湾施設整備事業	
	港湾改修事業(国直轄事業負担金)	
	港湾施設等整備事業(県直轄事業負担金)	
	漁港整備事業	
	漁港施設整備事業(県直轄事業負担金)	
	港湾施設管理運営事業	
	港湾振興事務(阿賀マリノポリス地区新規航路誘致事業)	
農林水産課	農業振興施設災害復旧事業	
	里山林整備事業(防災・減災型)	
農林土木課	農道災害復旧事業(単独)	
	水路災害復旧事業(単独)	
	ため池災害復旧事業(単独)	
	農地災害復旧事業(単独)	
	林道災害復旧事業(単独)	
	農道災害復旧事業(公共)	
	水路災害復旧事業(公共)	
	ため池災害復旧事業(公共)	
	農地災害復旧事業(公共)	
	林道災害復旧事業(公共)	
	ため池改良事業	
	小規模崩壊地復旧事業	
	農地海岸保全施設整備事業	
	呉市都市計画マスタープランの改定	
呉市立地適正化計画の作成		
大規模盛土造成地変動予測調査		
大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)		
狭あい道路整備事業		
建築指導課	呉市木造住宅耐震診断事業	
	呉市木造住宅耐震改修・建替・除却助成金交付事業	
	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進助成金交付事業	
	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修設計助成	
住宅政策課	呉市ブロック塀等安全確保助成金交付事業	
	山の手アパート11号館耐震補強工事設計委託	
	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事	
	ブロック塀等撤去・フェンス設置工事	
	危険建物除却促進事業	
呉駅周辺事業推進室	災害公営住宅整備事業(天応大浜アパート)	
	呉駅周辺地域総合開発事業	
	土木企画室	街路新設改良事業(県直轄事業負担金)
	土木総務課	呉ポートピアパーク直流電源装置整備事業
土木維持課	道路災害復旧事業(単独災害復旧)	
	橋りょう災害復旧事業(単独災害復旧)	
	河川災害復旧事業(単独災害復旧)	

担当課	防災・減災に資する事業の名称	
土木維持課	道路災害復旧事業(公共災害復旧)	
	橋りょう災害復旧事業(公共災害復旧)	
	河川災害復旧事業(公共災害復旧)	
	河川維持補修事業(緊急浚渫推進事業)	
	河川改良事業(緊急自然災害防止対策事業)	
	道路舗装整備事業(緊急自然災害防止対策事業)	
土木整備課	道路整備事業	
	橋りょう整備事業	
	道路改良事業	
	橋りょう改良事業	
	天応西条3丁目7号線整備事業	
	焼山矢野線バイパス整備事業	
	沖友一周線整備事業	
	森要垣内線整備事業	
	原畑田屋線整備事業	
	道路改良事業(国直轄事業負担金)	
	道路橋りょう新設改良事業(県直轄事業負担金)	
	急傾斜地崩壊対策事業	
	急傾斜地崩壊対策事業(県直轄事業負担金)	
	一般公園改良事業	
	街区公園改良事業	
	横路1丁目白石線整備事業	
	中央二河町線整備事業	
	大新開吉松線整備事業	
	街路新設改良事業(県直轄事業負担金)	
	消防総務課・警防課	消防庁舎等整備事業
	消防総務課	消防団詰所等整備事業
消防団車両等整備事業		
消防団タブレット整備事業		
消防団被服貸与事業		
消防団活動事業		
警防課	消防車両整備事業	
	消防資機材整備事業	
	消防水利整備事業	
	消防通信指令施設管理事業	
予防課	応急手当等普及啓発活動の推進	
	防災センター管理運営事業	
上下水道総務課	住宅用火災警報器の取付支援事業	
	応急給水体制の強化	
水道建設課	応急給水体制の強化	
	水道施設の本復旧	
	水道施設の強靱化	
	水道バックアップ施設の整備	
浄水課	宮原浄水場自家発電設備修正設計業務	
下水建設課	下水道施設の強靱化	
下水建設課	下水道管さよの災害復旧工事	
学校施設課	トイレの洋式化	
	特別教室への空調設備整備	
	広小学校腰壁改修工事	
	宮原小学校石擁壁改修工事	
	阿賀中学校スロープ改修工事	
	川尻中学校体育館床改修工事	
	宮原中学校雨水排水路整備工事	
	天応中学校の仮移転の解消(義務教育学校の整備)	
学校施設の耐震化整備		
ブロック塀解体撤去及びフェンス設置事業		
学校安全課	呉市防災教育研修会	
呉高等学校	特別教室への空調設置事業	

第4 監査対象事業一覧

監査対象に選定した72の事業について、事業費の推移を一覧にしたものが次表である。(金額単位：千円。単位未満切捨)

通し 番号	担当課	事業名	事業費の推移 (千円)		
			R2 決算額	R3 決算額	R4 決算額
01	復興 総室	(仮称)天志西条第2公園の整備に関するワークショップの開催	187	-	-
02		平成30年7月豪雨災害呉市災害記録誌作成	2,697	-	-
03		平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼行事	218	201	230
04		いなし広場整備	46	-	4,499
05	行政改革デジ タル推進第2課	情報インフラ強化	-	-	14,365
06	危機 管理課	防災対策事業	16,233	28,401	16,619
07		防災訓練事業	-	719	3,126
08		災害対策事業	66,806	9,102	11,196
09		河川防災ステーション管理事業	472	3,380	889
10		防災情報網管理事業	31,200	38,617	41,353
11		防災情報網整備事業	11,297	-	-
12		防災情報網改修事業	-	88,241	129,668
13		防災情報システム管理事業	954	1,692	1,665
14	管財課	避難所危険ブロック塀撤去事業	8,180	2,797	20,628
15	地域 協働課	昭和まちづくりセンター外壁改修工事	-	43,407	44,786
16		まちづくりセンタートイレ・空調整備外	-	50,728	41,496
17	福祉保健課	福祉の人材養成・就職情報提供事業	15,331	16,668	17,053
18	高齢者 支援課	避難行動要支援者登録制度個別避難計画(高齢者分)の作成	11,503	11,503	16,903
19		地域版EMIS実装モデル事業	-	202	-
20	障害福祉課	避難行動要支援者登録制度個別避難計画(障害者分)の作成	11	9	4,166
21	こども 施設課	認定こども園施設整備助成事業	-	-	66,663
22		呉市皆実保育所耐震化事業(呉市皆実アパート1号棟)	-	-	17,680
23	港湾 漁港課	港湾海岸保全施設改良事業	8,305	12,210	12,250
24		漁港等改修事業	14,804	54,032	22,469
25		港湾施設改良事業	56,511	169,322	91,260
26		港湾施設整備事業	-	-	10,175
27		港湾改修事業(国直轄事業負担金)	173,500	130,002	87,493
28		港湾施設等整備事業(県直轄事業負担金)	3,333	20,133	43,397
29		漁港整備事業	5,115	-	23,915
30		漁港施設整備事業(県直轄事業負担金)	123,306	172,614	94,421
31		港湾振興事務(阿賀マリノポリス地区新規航路誘致事業)	5,234	7,249	30,134
32	農林 土木課	ため池改良事業	2,034	6,539	-
33		小規模崩壊地復旧事業	41,082	59,884	101,581
34	都市計画課	大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)	-	-	15,056
35	建築 指導課	狭あい道路整備事業	5,218	2,090	12,012
36		呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進助成金交付事業	4,840	7,990	55,987

通し 番号	担当課	事業名	事業費の推移（千円）		
			R2 決算額	R3 決算額	R4 決算額
37	住宅 政策課	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事	-	4,994	40,522
38		ブロック塀等撤去・フェンス設置工事	-	19,308	22,413
39		危険建物除却促進事業	18,339	20,700	23,892
40	呉駅周辺 事業推進室	呉駅周辺地域総合開発事業	15,602	5,157	17,094
41	土木企画室	街路新設改良事業（県直轄事業負担金）	14,773	2,102	19,466
42	土木 維持課	河川維持補修事業（緊急浚渫推進事業）	56,273	55,936	47,679
43		河川改良事業（緊急自然災害防止対策事業）	117,616	540,410	155,833
44		道路舗装整備事業（緊急自然災害防止対策事業）	-	22,686	89,491
45	土木 整備課	道路整備事業	25,701	14,026	24,187
46		橋りょう整備事業	60,052	44,216	31,942
47		道路改良事業	92,462	164,344	226,872
48		橋りょう改良事業	240,729	495,269	297,695
49		焼山矢野線バイパス整備事業	26,118	113,114	92,718
50		森要垣内線整備事業	-	-	65,379
51		原畑田屋線整備事業	75,040	52,797	27,652
52		急傾斜地崩壊対策事業	435,765	231,745	421,942
53		急傾斜地崩壊対策事業（県直轄事業負担金）	13,453	22,357	40,220
54		一般公園改良事業	-	63,629	82,896
55		横路1丁目白石線整備事業	498,380	380,473	338,695
56		中央二河町線整備事業	10,582	15,412	23,075
57	大新開吉松線整備事業	220	102,413	58,504	
58	消防総務課	消防団車両等整備事業	35,167	50,122	49,952
59	警防課	消防車両整備事業	117,763	199,375	99,965
60	予防課	防災センター管理運営事業	7,676	8,489	7,822
61	水道 建設課	応急給水体制の強化	184	11,668	17,430
62		水道施設の強靱化	1,074,145	1,060,001	1,290,494
63		水道バックアップ施設の整備	83,575	75,566	210,058
64	浄水課	宮原浄水場自家発電設備修正設計業務	-	-	11,539
65	下水建設課 下水施設課	下水道施設の強靱化	552,175	592,746	717,299
66	学校 施設課	トイレの洋式化	-	22,660	36,091
67		特別教室への空調設備整備	-	-	120,227
68		川尻中学校体育館床改修工事	-	-	38,868
69		宮原中学校雨水排水路整備工事	-	-	11,149
70		天応中学校の仮移転の解消（義務教育学校の整備）	86,840	497,173	877,956
71		学校施設の耐震化整備	262,891	1,258,456	1,419,183
72	呉高等学校	特別教室への空調設置事業	5,445	-	15,111

第3章 包括外部監査の結果

第1 本章の構成について

1 構成概要

第1 本章の構成について

(本ページ)

第2 72の事業に係る個別の監査結果のうち、指摘又は意見のあったもの

(P. 18~P. 56)

第3 備蓄物資等の現地視察による監査結果

(P. 57~P. 75)

2 備蓄物資等の現地視察について

危機管理課および復興総室のおこなう事業については、防災・減災との関連性が特に強いと考えられる。そこで、防災・減災に資する事業として回答のあった全ての担当事業を監査対象とした。

この危機管理課および復興総室の担当事業のうち、現地視察になじむと考えられる下表のものについて現地視察をおこなった。

通し番号	担当課	事業名	現地視察日
04	復興総室	いなし広場整備	令和5年10月13日 (いなし広場現地視察)
06	危機管理課	防災対策事業	令和5年10月14日 令和5年10月21日 令和5年10月28日 (いずれも防災リーダー養成講習参加)
07		防災訓練事業	令和5年10月30日 (総合防災訓練視察)
08		災害対策事業	令和5年10月5日 令和5年10月13日 令和5年10月26日 令和6年1月11日 (いずれも備蓄物資の現地視察)
09		河川防災ステーション管理事業	令和5年10月13日 (黒瀬川河川防災ステーション視察)
60	予防課	防災センター管理運営事業	令和5年10月18日 (呉市防災センター視察)

現地視察のなかでは、とりわけ災害対策事業（通し番号08・P. 25）のうち、備蓄物資等の確保に関し、指摘すべき事項ないし意見を述べるべき事項が散見された。

そこで、災害対策事業のうち備蓄物資等の確保に関しては、個別の監査結果としての記載（本章第2・通し番号08・P. 25）と重複する部分があるものの、備蓄物資等の現地視察について独立した節（本章第3）を設けて報告することとした。

第2 72の事業に係る個別の監査結果のうち、指摘又は意見のあったもの

次ページ以下において、指摘又は意見のあった事業に関し、基本的に見開きページを使用し、事業の概要欄において下記の項目を記載している（担当課において活動指標ないし成果指標を設定している場合には当該指標も記載している。）。

なお、事業によっては必要に応じてページ数を増やして記載を拡充しているものがある。

項目名	説明
通し番号	72の事業ごとに、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
事業名	防災・減災に資する事業として担当課から回答された事業名である。
担当課	事業を所管する課（ないし室等）の名称である。 なお、令和4年度から令和5年度にかけて名称が変更されている場合には令和5年度の名称を記載した。 ・情報統計課 →行政改革課との再編により、行政改革デジタル推進第2課 ・子育て施設課→こども施設課
事業の目的	事業の目的として担当課から回答されたものを記載している。
関連計画等	事業の根拠となる法令や計画等ないし関連する法令や計画等を記載している。
主な事業内容	主な事業内容を記載している。
開始事業年度	事業を開始した年度であり、不明の場合は「-」を記入している。
終了予定年度	事業の終了予定年度（既に終了したものは終了年度）を記載している。終了予定のないものは「-」を記入している。
実施主体	実施主体について記載している。呉市が負担金を支出するものについては当該負担金が充てられる事業の実施主体を記載している。
実施形態	実施形態につき、次のとおり記載している。 ・直営……呉市が自ら実施するもの ・委託……業者に委託して実施するもの ・請負……業者に請け負わせて実施するもの ・補助金…呉市が補助金を交付するもの ・負担金…呉市が負担金を支出するもの
事業費の推移	令和2年度～令和4年度の事業費の推移につき、次のとおり記載している。 ・前年度からの繰越と現年とを区分して記載している。 ・予算現額は、当初予算に補正予算や流用による増減等を加えたものである。前年度からの繰越額を含まない。 ・不用額は、予算額と実際に支出した額の差額である。 ・予算執行率は、決算額を繰越計算書に係る繰越額又は予算現額で除した比率を記載している（小数点以下切捨）。 ※いずれも、数値が「0」の場合は「-」とし、小数点以下切捨で表記する。ただし、数値が「0」であることを強調するために「-」と表記しない場合や小数部分まで記載しているものがある。

通し番号	事業名	担当課
06	防災対策事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民の生命及び財産を災害から保護するための施策等を実施することを目的とする。また、自主防災組織や防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 16 条 1 項、国民保護法 39 条 3 項、津波防災地域づくりに関する法律 53 条 1 項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 8 条 3 項、水防法 15 条 3 項 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-7-5、予-14-1） 		
主な事業内容	市民の生命及び財産を災害から保護するため、各種災害ハザードマップの作成・配布や地域防災計画の修正、自主防災組織への活動助成や防災リーダーの育成等を行う。		
開始事業年度	平成 20 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託、補助金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	—	8,260,000 円	—
	繰越計算書における繰越額計(A)	—	8,260,000 円	—
	繰越明許費の繰越額(実額)	—	8,260,000 円	—
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	—	8,220,300 円	—
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	—	39,700 円	—
予算執行率(B)/(A)	—	99%	—	
現年	当初予算額	27,074,000 円	23,637,000 円	19,336,000 円
	補正予算額	—	—	—
	予算現額(D)	27,195,000 円	23,640,000 円	18,867,000 円
	決算額(E)	16,233,787 円	20,181,534 円	16,619,461 円
	次年度への繰越額(F)	8,260,000 円	—	—
	不用額(D)-(E)-(F)	2,701,213 円	3,458,466 円	2,247,539 円
予算執行率(E)/(D)	59%	85%	88%	

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 指標

成果指標

指標名	自主防災組織活動カバー率			
目標値設定の理由・根拠	新規結成数を年間 3~4 団体として目標設定			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値		85.5%	86.3%	
達成値	85.7%	86.5%	87.0%	
達成率		101.1%	100.8%	

2 監査結果

(1) ハザードマップ作成等

ア 市民の生命及び財産を災害から保護するため、各災害別にハザードマップを作成している。

「土砂災害」、「洪水」、「高潮」、「津波」、「地震」、「ため池」、「土砂災害+洪

水」、「土砂災害＋洪水＋高潮」に応じてそれぞれに対応したものが作成されている。また、日本語を含め6か国語に対応している。

国の中央防災会議や県の地域防災計画の変更に伴う変更等も検討している。

周知については、各戸配布、市ホームページでの公開、市民センターへの備置等を行っている。

紙面の形式によるもののみでなく、「呉市WEB版防災・ハザードマップ」も作成し、Web上で危険な箇所を確認できるように市ホームページで公開している。

「呉市WEB版防災・ハザードマップ」については、地図・航空写真の切り替えや、マップの拡大・縮小も可能である。

イ 「呉市WEB版防災・ハザードマップ」については、パソコンでもスマートフォンでも閲覧可能である。

パソコンで閲覧した場合には凡例（地図上の何色の地域が何メートルの津波が予想される地域なのか等）が地図と同時に表示されるため読みやすい。

しかし、スマートフォンで閲覧した場合には凡例がメニューの最下部に表示されるため、地図上に色付けされた色の示す意味が一見してわかりにくい。現状では、画面右上のメニューボタンをタップした後、最下部へスクロールして「凡例の説明」をタップすると凡例の説明画面へ移動することにより凡例を参照することになる。

スマートフォンによる情報収集の利便性に鑑みると、スマートフォンでの閲覧の際に地図の凡例を参照しやすくするように改善する（地図と同時に表示する、ワンタップで表示できるようにする、又はメニュー最上部に表示するなど）のが望ましい。

【意見1】

「呉市WEB版防災・ハザードマップ」のスマートフォンでの閲覧について、地図の凡例を参照しやすくするように改善する（地図と同時に表示する、ワンタップで表示できるようにする、又はメニュー最上部に表示するなど）のが望ましい。

(2) 呉市地域防災計画の修正等

ア 呉市地域防災計画（P.11）の修正を実施し、庁内及び関係機関に配布をしている。

イ 呉市地域防災計画に基づく事業の一覧表は作成されておらず、計画全体を見渡した進捗状況の管理・取りまとめを行う課はない。

また、「災害予防編」に記載されている各種対策等について、いずれの課が担当すべきこととなるのかが一見して明らかでない。「資料編」には分掌事務に関係する記載（災害復旧・復興編に関する災害復旧本部体制図、風水害応急対策編・震災応急対応編等に関する分掌事務の一覧）があるものの、資料編と各本編との対応する部分を照合・確認する作業が必要となる。

このように、計画に係る事業一覧が作成されておらず、事務分担が明確でない状況からすると、計画の実施に遺漏なく、管理が十全になされるかどうか、懸念を生じる。

また、事業内容の重複等の不経済（つまり、事業内容が重複することによる無駄）を生じる懸念もある。

実際に、本監査を実施している途中、本来であれば防災・減災に資する事業

として挙げられるべき事業について、監査人に対する回答から漏れていた事業があったことが判明した（学校施設課が学校等に「救給カレー」を配備する事業。現地視察番号⑦（天応学園（体育館、教室））の現地視察時に判明。）。この点、災害対策事業（通し番号 08、P. 25）の備蓄物資等との兼ね合いで、必要量の調整検討の余地があったのではないと思われる。

計画に関する事業が遺漏なく十全に行われ、また、事業内容の重複による不経済を防ぐことを図るため、呉市地域防災計画については各本編にも担当課を明記する又は資料編の分掌事務一覧に本編の該当ページを明記するのが望ましい。

【意見 2】

呉市地域防災計画については各本編にも担当課を明記する又は資料編の分掌事務一覧に本編の該当ページを明記するのが望ましい。

ウ 目次について

「資料編」について、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に関する資料（津波に関する船舶対応表）が収録されている。

しかし、「資料編」の目次において「南海トラフ地震防災対策推進計画関係」が挙がっていなかった。

【意見 3】

呉市地域防災計画「資料編」目次に「南海トラフ地震防災対策推進計画関係」を追記するのが望ましい。

(3) 呉市防災リーダー養成等

ア 呉市防災リーダーとは、呉市独自の制度であり、呉市が実施する研修を修了若しくはその他所定の条件を満たす者を、自主防災組織の活動の担い手として呉市長が認定するものである。なお、呉市防災リーダーといっても、災害時に特別の法的義務を負うものではない。また受講者に研修費等の負担はない。

同研修は、一回の研修が連続した土曜日の3日間（午前9時から午後4時30分まで）に分けて毎年度2回実施されている。なお、監査人も令和5年度の研修に参加し、呉市防災リーダーの認定を受けた。

さらに、令和4年度から認定済みの呉市防災リーダーを対象とし、各地区の実情に応じて、防災に関する講話や指導のための知識及び技術を習得、並びに避難所の運営等を目的として、充実・強化研修を実施している。

イ 呉市防災リーダー制度の導入は、防災意識の高い者に対し、より高度な講習を受けてもらい、実践の機会を与えるものであり、高く評価できるものである。同制度は、呉市においても研修方法（実施の曜日や研修内容）が変化するなど試行中のものである。今後の研修の実施状況等により、制度をより改善させ、より広く市民が参加でき、防災意識の高揚につながることを期待する。

なお、心肺蘇生の練習用の人形について、古くなっており肺の部分が膨らむ機構に故障を生じているものが見受けられた。備品について故障のあるものについては修理ないし買替えをして訓練環境の充実を図るのが望ましい。

【意見 4】

呉市防災リーダー養成等に関し、備品について故障のあるものについては修理ないし買替えをして訓練環境の充実を図るのが望ましい。

(4) 自主防災組織の強化・促進等

ア 概要

自主防災組織とは、地域住民が自主的に結成する防災組織である。呉市の自主防災組織には、自治会やマンション管理組合がある(大多数は自治会である。)

「自助」「共助」「公助」の連携を図るという防災の基本的な考え方の中で、国は、地域防災力の重要性を踏まえた上、自主防災組織の結成を促進しており、呉市も同様の方針を採用している。この方針に基づき担当課は、地元説明会を開催するなど自主防災組織の結成を図り、活動を支援している。

自主防災組織の活動助成として、防災訓練を行った組織や防災資機材を購入した組織に対して、補助金を交付している。交付した補助金は、非常用食料、土のう袋、発電機及びブルーシートなどの購入費として利用されている。

イ 成果指標について

(ア) 前記成果指標において、令和4年度には自主防災組織活動カバー率87%を達成したとされている。同%の計算方法は、「自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数」/「市内全世帯数」で計算されたものであり(同計算方法は総務省消防庁が示す計算式に基づく)、実際には自主防災組織として活動していない者も当該自主防災組織の活動範囲内であれば、自主防災組織活動をしているとの評価を受ける形となっている。

(イ) 担当課によれば、自主防災組織活動カバー率の計算方法は、各自治体によって様々であり、統一された計算方法はないとのことである。

呉市では、前記計算方法を採用し、各自主防災組織がカバーする地域の住民全員が当該自主防災組織として活動している計算となっている。一方、ある自治体では小学校区内に自主防災組織があるかという観点から、同区内に自主防災組織があれば同小学校区の住民全部を自主防災組織活動にてカバーされているとして計算するところもあるようである。

しかし、そもそも自主防災組織は、平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行い、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うものである。このため、自主防災組織カバー率は、このような自主防災組織によって平時における災害への備え及び災害時における共助対象となる世帯がどの程度あるかを把握するものである。とすれば、自主防災組織として活動していない世帯を含めて計算することに疑問を感じざるを得ない。実態を正確に把握し、施策を講じるためには、自主防災組織カバー率については、従来の計算方法に加え、当該自主防災組織として実際に活動している世帯数に基づいて計算した率についても示すのが望ましい。

【意見 5】

自主防災組織カバー率については、従来の計算方法に加え、当該自主防災組織として実際に活動している世帯数に基づいて計算した率についても示すのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
07	防災訓練事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災訓練の実施により、関係機関・団体等との連携を図り、災害発生時に迅速に対応する能力を身につけることで、被害を最小限に食い止めることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑤） 災害対策基本法 48 条 1 項 呉市地域防災計画（共通編：予-15-1） 		
主な事業内容	関係機関と合同で総合的な防災訓練等を実施し、連携を強化する。		
開始事業年度	昭和 44 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市防災会議（総合防災訓練） 呉市（図上訓練）	実施形態	直営、委託（総合防災訓練） 委託（災害図上訓練）

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	2,679,000 円	4,248,000 円	4,076,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	1,850,000 円	1,701,000 円	3,320,000 円
	決算額(E)	0 円	719,400 円	3,126,020 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,850,000 円	981,600 円	193,980 円
	予算執行率(E)/(D)	0%	42%	94%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

2 監査結果

(1) 本事業について

令和 2 年度及び令和 3 年度の呉市総合防災訓練は、各関係機関が新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じた訓練を計画していたが、いずれの年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大したため、訓練を中止した。

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、訓練規模を縮小し、高度救助隊による救出訓練、DMAT 等医療機関による応急救護（トリアージ等）訓練、陸上自衛隊による防疫活動、保健所による新型コロナ感染症患者の搬送車の展示を行った。なお、規模縮小により、市民による救出・避難・非常炊き出し及び緊急援助物資の搬送訓練等と各事業者、自主防災組織等による防災体験及び防災パネル等の展示コーナーは実施されていない。

災害図上訓練については、大規模災害時における適切な災害対応の習熟を図るためにブラインド形式（事前にシナリオを公開しない）で実施した。次々と付与される情報に対し、具体的な方策を検討し、対応計画やマニュアル等を体に覚え

込ませるとともに、情報収集や意思決定のポイントを習得することを目的としたものである。

令和 2 年度までは、市の直営で災害図上訓練を企画・実施していたが、令和 3 年度からは、多くの訓練を手掛けている一般財団法人消防防災科学センターに委託し、近年の災害の特徴に対応した内容等で行う予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画途中で中止した。令和 3 年度の事業費は、最終的には中止となったものの、災害図上訓練の準備に要した費用である。

令和 4 年度も同センターへ委託し、地震を想定した発災直後の災害対策本部事務局の対応及び発災から数日後における受援訓練を実施した。

(2) 呉市総合防災訓練について

ア 呉市総合防災訓練は、災害対策基本法 48 条（防災訓練の実施義務）及び呉市地域防災計画に基づき、防災機関相互の連携体制の強化、自主防災組織の育成強化及び市民の防災意識の一層の高揚を図ることを目的としている。同訓練は、呉市防災会議（呉市が事務局となる会議であり、会長は呉市長である。）の主催で、呉市、自衛隊、医師会、消防局及び警察署等の各関係機関と合同で行う訓練である。令和 4 年度はコロナ禍による規模縮小により 200 名程度で実施されたものの、令和 5 年度は 400 名程度にて実施された。

呉市総合防災訓練において、当日の講評等は行われず、また反省及び振り返り等が記載された資料は存しない。

監査人及び監査補助者は、令和 5 年度に実施された呉市総合防災訓練を一般席から見学した。

イ 呉市総合防災訓練は、訓練参加機関である自衛隊、医師会、消防局及び警察署等が災害対応における互いの活動を確認することを目的とするものである。この訓練は、共同での訓練を通じ、災害時における各自の役割・連携方法の検討・確認に資し、さらに共同訓練を通じた信頼関係を災害時に役立てる観点からも有用な訓練であると思料する。また、同訓練を一般に公開することで、市民の防災意識高揚にも資するものと思料する（なお、監査人らが一般席から見たところ、訓練の一部は一般席からは消防車の停車位置のために観覧できない訓練があった。市民にも公開し、防災意識高揚を目的としていることからすれば、停車位置に留意するなど見せ方も考慮すべきであろう。）。

呉市総合防災訓練は、上記のとおり防災のために有用なものである。とすれば、訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点及び気づきなどを記録として訓練参加者以外の者や後任に対して引き継ぐ努力をすべきである。しかし、現在の呉市総合防災訓練では、訓練当日における専門家による講評もなく、また反省点や振り返り等を記載した資料がない状態である。これではせつかくの訓練における成果の引継ぎが極めて困難であろう。単なるパフォーマンスと評価されないためにも、訓練成果を残すよう努めるのが望ましい。

【意見 6】

呉市総合防災訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点及び気づきなどを資料として残し、訓練参加者以外の者や後任に対して引き継ぐのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
08	災害対策事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害が発生した際の市民の生命及び財産に及ぶ被害を最小限に抑えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-1 対応策①） ・災害対策基本法 49 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-12-1） 		
主な事業内容	災害が発生した際に対応するため備蓄物資等の確保などの施策を実施する。		
開始事業年度	平成 20 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	20,030,000 円	11,038,000 円	10,691,000 円
	補正予算額	44,600,000 円	-	-
	予算現額(D)	78,342,000 円	10,662,000 円	11,916,000 円
	決算額(E)	66,806,903 円	9,102,286 円	11,196,381 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	11,535,097 円	1,559,714 円	719,619 円
	予算執行率(E)/(D)	85%	85%	93%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

2 監査結果

(1) 本事業について

呉市では、災害が発生した際に備え、平常時から食料、飲料水、粉ミルクや液体ミルクなどの食料品及び毛布、簡易トイレなどの生活用品を備蓄している。

食料については、7年保存の調理不要食を購入し、災害時に水が使えなくなった場合に備え、開封後そのまま食べることができるように配慮されている。飲料水については、500mlの10年保存水を購入・備蓄している。

毛布については、毎年使用分をクリーニングし、その後リパッケージしている。リパッケージ後は10年保存が可能である。毛布のリパッケージにて、使用済み毛布の廃棄費用・新規毛布の再配備費用の削減を行い、また、リユースにて環境にも配慮している。

また、プライバシー保護などを目的として、間仕切りテントやパーソナルテントを各避難所に備蓄しており、要配慮者や女性に配慮している。その他にもスポ

ットクーラー、段ボールベッドやエアマットの備蓄、さらには新型コロナウイルスの感染症を含む感染症対策として、消毒液、マスクや非接触型体温計も備蓄している。

(2) 備蓄物資等及び保管場所についての定め

ア 呉市地域防災計画. 共通編. 災害予防編. 第12節「災害対策資機材等の備蓄体制の整備」では、以下のとおり定められている。

① 備蓄数量 地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに設定する。

② 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の三者が行うものとする。

- ・家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。
- ・市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分（食料については2食分）程度の備蓄に努める。
- ・県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の1日分（食料については2食分）程度の備蓄に努める。
- ・市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

③ 備蓄方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。物資の備蓄倉庫の整備に努める。

④ 保管場所

市は、庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、まちづくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める。また備蓄にあたっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

イ 第5次呉市長期総合計画 164頁にて、備蓄目標は、備蓄食料数が令和7年度に65,100食、備蓄飲料水が令和7年度に68,616ℓと定められている。

この点、担当課によれば、食料及び飲料水の備蓄目標数は、広島県地震被害想定調査で南海トラフ地震による避難者数は29,548人と想定されているところ、この29,548人と災害応急対策従事者2,955人（避難者数10人に対して1人として換算）の1日2食の備蓄及び飲料水が必要となると試算しており、以下の備蓄数を目標に備蓄することであった。なお、以下の飲料水の備蓄目標は、備蓄飲料水が10年保存であることを踏まえ、目標備蓄飲料数到達以降は、当該年度に保存期間の終了により廃棄となるものを補う形で購入をすることを目的として、令和10年度までの達成目標となっている。

① 食料

(29,548人×2食) + (2,955人×2食) = 65,006食

② 飲料水

(29,548人×30) + (2,955人×30) = 97,5090

ウ 広島県作成の災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書(平成29年1月)によれば、発災から1日目は家庭・企業及び市にて準備した備蓄物資等、発災2日目は広島県の準備した備蓄物資等、発災3日目は県民・企業の備蓄物資等や協定企業等からの調達品を用いるべきこととされている。

(3) 保管場所

ア 呉市は、市役所本庁舎2階防災倉庫、新日本造機ホール、シシンヨーオークアリーナ、IHIアリーナ呉、旧五番町小学校に多数の備蓄物資等を保管する他、呉市が指定している避難所のうち大雨の際に開設される第1開設避難所(地震の際のみ開設される第1開設避難場所を除く)を備蓄物資等の保管場所としている。呉市は、第1開設避難所ごとに市職員を担当者にしており、同担当者が担当避難所の備蓄物資等の保管場所及び数量等を確認している。

もともと、担当課は、令和4年度までは備蓄施設における備蓄物資等の保管場所を把握するためのロケーション図や詳細な備蓄物資等の内容など各避難場所の運営状況について詳細を把握していなかった。担当課は、現在、第1開設避難所の施設概要、開設時の運営状況(避難者使用スペースや受付場所等)、備蓄物資等の保管場所等を記した平面図、避難所別在庫一覧表を1セットとした「避難所台帳」を作成中であり、令和5年度末の完成を目指している。

イ 呉市は、備蓄物資等に関し、大雨の際に開設させる第1開設避難所を保管場所とし、地震の際にのみ開設される第1開設避難所を保管場所としていない。この理由について、担当課は、平成30年豪雨災害を契機に、呉市では最も災害発生頻度の高い大雨による災害対策を優先しているためと説明する。そして、地震の際にのみ開設される第1開設避難所に物資が必要な状態となった場合には、近隣の大雨時に開設する避難所または集中保管場所に保管している備蓄物資等を搬送する予定とのことであった。

しかし、今後30年以内に70~80%の確率での発生が予想されている南海トラフ地震等の地震災害を念頭におけば、大雨災害のみを重視して備蓄物資等の保管場所を決定する現在の状況は妥当とは評価できない。災害時における交通の分断等を考慮すれば容易に備蓄物資等を搬送できない事態も想定される。少なくとも交通分断によって搬送の困難が想定される場所については、地震時のみに開設される第1開設避難場所にも備蓄物資等を備置しておくことが望ましい。

【意見7】

備蓄物資等の搬送の困難が想定される場所については、地震時のみに開設される第1開設避難場所にも備蓄物資等を備置しておくことが望ましい。

ウ 呉市は、市役所本庁舎 2 階防災倉庫、新日本造機ホール、シシンヨーオークアリーナ、IHI アリーナ呉、旧五番町小学校を集中保管場所として、同所にて多数の備蓄物資等を保管する。担当課は、同保管場所に備蓄された備蓄物資等は災害時に必要に応じて避難所に配布すると説明する。

呉市の有する備蓄物資等のうち、液体ミルク及び粉ミルク（新日本造機ホールのみで備蓄）、乳児用オムツ（シシンヨーオークアリーナのみで備蓄）、子ども用オムツ（IHI アリーナ呉のみで備蓄）、成人用オムツ（シシンヨーオークアリーナ及び IHI アリーナ呉のみで備蓄）、生理用品（市役所本庁舎 2 階防災倉庫、シシンヨーオークアリーナ及び IHI アリーナ呉のみで備蓄）、並びに組立式トイレ及びトイレ袋（市役所本庁舎 2 階防災倉庫、シシンヨーオークアリーナ、IHI アリーナ呉及び旧五番町小学校のみで備蓄）は、集中保管場所でのみ備蓄されており、いずれの避難所にも備蓄がない。

しかし、上記備蓄物資等はいずれも災害時には直ちに必要となるものである。また、呉市地域防災計画では、前記の通り「指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、・・・備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する」旨を定めている。災害時に電気や水道が使用できない事態、容易に連絡ができない事態、道路状況が悪く容易に備蓄物資等を運搬できない事態を想定すれば、上記備蓄物資等は、各避難所にも一定数の備蓄が必要である。避難場所にて備蓄物資等の保管場所に制限があり、備蓄物資等を増加できない場合には呉市地域防災計画にも記載のとおり民間倉庫の利用をも検討すべきである。

【指摘 1】

呉市地域防災計画に則り、液体ミルク及び粉ミルク、乳児用オムツ、成人用オムツ、生理用品、組立式トイレ及びトイレ袋等の必需品は各避難所又はその近傍で地域完結できるよう備蓄すべきである。

(4) 要配慮者用の備蓄物資等

前記のとおり呉市地域防災計画. 共通編. 災害予防編. 第 12 節「災害対策資機材等の備蓄体制の整備」には、備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する旨が定められている。

そして、市は、乳幼児用の備蓄物資等として、粉・液体ミルク、ほ乳瓶、乳児・子ども用オムツ及びおしり拭き等を備蓄している。また、市は、女性・妊産婦用の備蓄物資等として、生理用ナプキンを備蓄している。

しかし、上記の備蓄物資等のみにて乳幼児及び女性の必要最低限の需要を満たしているか疑問が残る。具体的には乳幼児用の備蓄物資等としては、授乳用ケープ、離乳食等は備蓄されていない。また女性・妊産婦用の備蓄物資等としては、防犯ブザー、おりものシート、サニタリーショーツ、女性用・妊産婦用下着及び母乳パッド等は備蓄されていない。

なお、現在、危機管理課には女性の正職員は存しない状態である。市においては、

要配慮者への需要を考慮するために、担当課である危機管理課に女性を配置するなどの対応を検討することもあり得るが、この点は行政監査（部課等の組織、職員の配置等）にわたる事項であるため包括外部監査の対象とできない。

【意見 8】

要配慮者の需要を把握し、備蓄物資等の調達にあたって一層の配慮が望まれる。

(5) 現状の備蓄数量について

ア 食料及び飲料水の備蓄状況

担当課によれば、食料について、呉市は、令和 5 年 3 月 31 日時点にて 53,636 食（上記担当課目標 65,006 食の 82.5%）を備蓄し、また飲料水については、令和 5 年 3 月 31 日時点にて 36,576ℓ（上記担当課目標 97,509ℓの 37.5%）を備蓄している。

イ 各保管場所における備蓄物資等の管理状況

(ア) 令和 4 年度までの管理状況について

担当課によれば、令和 4 年度までは各避難場所の備蓄物資等について、一括購入時のデータを把握しているものの、食料などの消耗品についての使用状況・廃棄状況、その他の備蓄物資等の正確な保管状況等を把握していなかった。

(イ) 「避難所台帳」及び「在庫一覧表」について

現在、担当課は、令和 5 年度末までに在庫一覧表を含めた「避難所台帳」の完成を目指している。

「避難所台帳」は、第 1 開設避難所について、避難所ごとに、施設概要、開設時の運営状況（避難者使用スペースや受付場所等）、備蓄物資等の保管場所等を印した平面図、避難所別在庫一覧表をまとめたエクセルファイルである。

「避難所台帳」に付属する資料の中でも、特に避難所別在庫一覧表（以下「在庫一覧表」という。）については、備蓄物資等の場所、内容及び量、消費期限及び不足物の把握にとって必須のものであり、災害発生時及び平時の在庫確認において必要となる。

そのため、「避難所台帳」は早急に完成させなければならないものである。

なお、監査人が開示を受けた資料を確認すると、担当課は、遅くとも令和 4 年度には避難所担当の市職員に対し、備蓄物資等の確認を指示し、市担当者から備蓄物資等の保管場所及び数量等の情報収集を開始している。

【指摘 2】

「避難所台帳」を速やかに完成すべきである。

監査人は、担当課から未完成との留保付きで在庫一覧表の提供を受け、現地視察による備蓄物資等の確認を行った。

その詳細は、「第 3 備蓄物資等の視察による監査結果」(P. 57) に記載のとおりである。

在庫一覧表が未完成であることを前提としても、改めて指摘すべき事項ないし意見を述べるべき事項が散見されたため、独立した節を設けて報告することとしたものである。

(ウ) 監査人は、吉浦まちづくりセンターでの現地視察に当たり、担当課から令和5年6月1日の在庫状況に係る「災害備蓄品 避難所別在庫一覧表」の開示を受けた。

しかし、監査人にて改めて同表のエクセルファイルでの開示を求めたところ、担当課から当該ファイルを紛失ないし誤消去しており、令和4年6月8日の在庫状況に係るものしか存しないとのことであった。

最新の在庫状況を確認した資料を紛失した状況に鑑みると、令和5年度末までの「避難所台帳」の作成も危ぶまれるといわざるを得ない。

【意見9】

備蓄物資等の保管状況をまとめた資料の保管方法及び編集方法について、担当課内で混乱がないように統一することが望まれる。

通し番号	事業名	担当課
10	防災情報網管理事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害が発生するおそれや発生した場合の職員等の参集、地域住民への避難指示等の情報伝達、関係各機関との情報の伝達・連携を図り、迅速な初動体制をとることにより危機管理機能を強化し、被害を最小限に抑えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 56 条等 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、2、4） 		
主な事業内容	災害等が発生するおそれや発生した場合の防災関係機関、地域住民、各センター等への情報伝達の維持管理及び防災行政無線やその他の情報伝達機関の維持管理を行う。		
開始事業年度	平成 18 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負、委託、負担金

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
	予算執行率(B)/(A)	-	-	-
現年	当初予算額	32,600,000 円	39,569,000 円	42,267,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	32,600,000 円	39,569,000 円	42,267,000 円
	決算額(E)	31,200,547 円	38,617,211 円	41,353,388 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,399,453 円	951,789 円	913,612 円

(3) 指標

活動指標

指標名	一斉電話伝達サービス登録件数			
目標値設定の理由・根拠	1 分間に可能な電話件数は 300 件となる。一斉電話伝達サービス開始から 10 分間に電話可能な件数は 3,000 件であるため、3,000 件の登録を令和 7 年までの目標としている。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	3,000 件	3,000 件	3,000 件	R 元→R7 3,000 件
達成値	791 件	816 件	825 件	
達成率	26.3%	27.2%	27.5%	

2 監査結果

(1) 事業概要

災害等が発生するおそれ、または発生した場合の防災関係機関、地域住民及び各センター等への情報伝達ツールの維持管理、並びに防災行政無線やその他の情報伝達ツールの維持管理を行っている。具体的な業務内容は、防災行政無線の維持管理、防災行政無線テレホンサービス、防災情報メール、一斉電話伝達サービスである。

ア 防災行政無線の維持管理費用

呉市は、防災行政無線を、地域住民への避難指示等の情報伝達ツールとして、中心的なものと考えている。防災行政無線の適切な運用のためには、定期的な

保守点検、バッテリー交換及び故障部分の修繕が必要となる。呉市では、5年ごとに地区を決めてバッテリー交換を行っている。

防災行政無線の保守管理費用について、呉市は、令和4年度に「呉市デジタル防災行政無線保守管理業務」（委託料約990万円）、「呉市防災行政無線倉橋地区外バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約630万円）、「呉市防災行政無線蒲刈地区バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約110万円）、「呉市防災行政無線安浦地区バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約380万円）、「J-ALERT等保守管理業務（J-ALERT受信機、防災行政無線操作卓、自動起動装置の保守管理を委託するもの）」（委託料約70万円）の委託費等を各支出しているところ、この契約相手は全て、防災行政無線のメーカーとの間の随意契約によるものである。

担当課は、随意契約の理由について、当該防災行政無線のメーカーでないと交換部品の調達や修理方法が困難、機器調整や動作確認等にメーカーの技術が必要な部分が多いとして、当該契約相手以外に履行できないためとしている。

イ その他の維持管理費用

呉市は、防災情報等配信サービス（委託料年間約320万円）、及び一斉電話伝達サービス運用業務（委託料年間約330万円）を、各システム構築業者に対し、随意契約にて委託している。

担当課は、随意契約の理由について、システムの開発業者以外の者が、保守管理を行うには、開発業者が所持するシステムの情報を入手する必要があるところ、この情報が開示されることはないことから、開発業者以外に保守管理を委託することが困難なためとする。

(2) 評価

ア 呉市契約規則等によれば、前記防災行政無線の保守管理及びバッテリー修繕（交換）は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきものである。

この点、担当課は、前記のとおり当該契約相手以外に履行できないものとして、例外的に随意契約が許容される契約であったと主張する。しかし、担当課は、このように主張する根拠資料を有していない。他市では、防災行政無線の保守管理やバッテリー交換の入札を実施している例もある。

担当課は、随意契約による場合には製造メーカーしか担当できないと安易に決めつけることなく、積極的に指名競争入札を検討すべきである。少なくとも、実際に他社ではできないか、製造メーカーと同業他社に確認することは必須と思料する。

【指摘3】

契約金額から呉市契約規則等によれば原則として入札手続が要求される場合、安易に随意契約を行うことなく、積極的に入札手続の可否を検討すべきである。また随意契約によらざるを得ない場合でも、このための根拠資料を取得すべきである。

イ 呉市契約規則等によれば、前記防災情報等配信サービス、及び一斉電話伝達サービス運用業務は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきものである。

この点、これらの業務の運用・保守管理には、開発業者が所持するシステム情報が必要と考えられ、システム開発業者でなければ委託できないという担当課の主張も理解できるところである。しかし、担当課は、システム開発業者以外が運用・保守管理できないという根拠資料を有していない。例外的なものとなる随意契約の適切性を担保するためには、実際に他社に委託できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料について確保すべきである。

上記アにおいて指摘したのと同様である。

通し番号	事業名	担当課
11	防災情報網整備事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民に迅速かつ的確な緊急情報等の伝達を行い、災害等による被害の低減を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 56 条等 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、2、4、6） 		
主な事業内容	防災行政無線の難聴地区に子局を増設するなど、広く情報が伝わるよう新たな伝達手段の導入を行う。		
開始事業年度	平成 18 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	11,425,000 円	-	-
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	11,425,000 円	-	-
	決算額(E)	11,297,000 円	-	-
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	128,000 円	-	-
	予算執行率(E)/(D)	98%	-	-

2 監査結果

(1) 事業概要

本事業（防災情報網管理事業）は、防災情報網を整備し、市民に迅速かつ的確な緊急情報等の伝達を行い、災害等による被害の低減を図るものである。

防災情報網管理事業（通し番号 10）との違いは、防災情報網管理事業がすでに設置された防災情報網の管理する事業であるのに対し、本事業（防災情報網整備事業）は新たに防災情報網を整備する事業であるという点にある。

本事業によって、令和 2 年度に一斉電話伝達サービスが構築された。その後、新たな防災情報網設置計画はなく、現在まで本事業の動きはない。

(2) 一斉電話伝達サービス構築業務

ア 呉市は、令和 2 年 4 月、随意契約にて、一斉電話伝達サービス構築業務（委託料約 1,380 万円）を防災情報等配信システム業務の委託業者に発注した。

担当課は、随意契約の理由について、委託先業者が防災情報等配信システム業務を請け負っており、そのシステムのオプション機能のシステムを一斉電話伝達サービス構築業務においても利用するため、他の業者では委託業務をなしえないためとする。

イ 呉市契約規則等によれば、一斉電話伝達サービス構築業務は、その契約金額から原則として一般競争入札によるべきものである。

担当課は、前記のとおり防災情報等配信システムと関連付けて一斉電話伝達サービスを構築する必要があることから防災情報等配信システムの開発委託業者にしか発注できないと考え、当該業者と随意契約を締結した。この担当課の考えも理解できるところである。しかし、担当課は、防災情報等配信システムの開発委託業者以外の者が呉市の希望する一斉電話伝達サービスを構築できないという根拠資料を有していない。

例外的なものとなる随意契約の適切性を担保させるためには、実際に呉市が必要と考える一斉電話伝達サービスが他社に委託できないのか、慎重に確認すべきであったと思料する。

【意見 10】

原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。

通し番号	事業名	担当課
13	防災情報システム管理事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時に生じる、膨大な量の情報を、各対策部で入力・共有することにより、効率的な災害対応を行い、市民が安心・安全に生活できる環境の確保を目指す。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 47 条 1 項、51 条 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、風水害対策編：風-2-20、震災・大規模事故等対策編：震-2-17） 		
主な事業内容	平成 27 年度に導入した防災情報システムの維持管理を行う。		
開始事業年度	平成 27 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	960,000 円	1,715,000 円	1,704,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	960,000 円	1,715,000 円	1,704,000 円
	決算額(E)	954,786 円	1,692,677 円	1,665,220 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	5,214 円	22,323 円	38,780 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	98%	97%

2 監査結果

(1) 防災情報システム

防災情報システムとは、災害及び被害の内容とその対応、避難所の状況などの情報を、各対策部で入力・共有することで、効率的な災害の対応を行い、市民が安全・安心に生活できる環境の早期復旧を目指すため、平成 27 年度に導入したシステムである。市内 LAN に接続し、当該システムをインストールしたパソコンであれば、被災状況、気象・発令、避難所の内容を登録・共有することが可能となっている。

【備考】

指定した期間ごとに被災状況や発令を時系列で記録することができるため、災害ごとに、遡って閲覧することが可能となっている。職員の名簿や、避難所のデータなどを、ユーザーによって更新することが可能なため、軽微なカスタマイズに対して、不要な時間や費用を要することがないものである。

防災情報システムは、呉市の市内 LAN にアクセスできれば利用するため、呉市職員が市内にて利用するパソコン及び持ち出し用パソコンにて利用可能で

ある。

担当課は、防災情報システムの利用方法に関する研修ビデオを市職員が閲覧可能な共有ライブラリーに格納しており、市職員はいつでも研修ビデオを利用して防災情報システムの利用方法を確認することが可能となっている。

防災情報システムは、平成 30 年豪雨災害時において、庁内 LAN の切断によって使用ができない状態となったものの、その後、行政改革デジタル推進第 2 課が令和 4 年度に実施した情報インフラ強靱化事業にて既存回線が切断された場合でも民間の光通信回線に切り替えができるようになっており、一層、災害時に使用可能な状態となっているとのことである。

(2) 防災ライブカメラサービス提供業務

ア 呉市は、二河川、黒瀬川及び中畑川に防災ライブカメラを設置し、河川の氾濫や増水の状況を監視し、避難判断の材料としている。

呉市は、この防災ライブカメラサービス提供業務を、同システム構築業者に対し、随意契約にて委託している（委託料年間約 60 万円）。

担当課は、随意契約の理由について、システムの開発業者以外の者が、保守管理を行うには、開発業者が所持するシステムの情報を入手する必要があるところ、この情報が開示されることはないため、開発業者以外に保守管理を委託することが困難なためとする。

イ 呉市契約規則等によれば、防災ライブカメラサービス提供業務は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきものである。

この点、この業務の運用・保守管理には、開発業者が所持するシステム情報が必要と考えられ、システム開発業者でなければ委託できないという担当課の主張も理解できるところである。しかし、担当課は、システム開発業者以外が運用・保守管理できないという根拠資料を有していない。例外的なものとなる随意契約の適切性を担保させるためには、実際に他社に委託できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認することは必須と思料する。

【意見 11】

原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。

(3) 広島県地震情報ネットワーク

広島県は、県内 10 か所に地震計を設置し、各市町村と地震情報を共有するネットワークを設置している。

呉市は、この広島県地震情報ネットワークの維持管理費のため、広島県に対して、年 60 万円程度の費用を負担している。同費用は、令和 2 年度までは防災対策事業の予算として計上されていたが、令和 3 年度からは防災情報システム管理事業で予算化することにされている。

通し番号	事業名	担当課
14	避難所危険ブロック塀撤去事業	管財課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地域防災計画に定められている避難所のうち、設置基準を満たさず、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去することで、危険性を取り除き、防災・減災対策を行う。		
関連計画等	・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①）		
主な事業内容	呉市地域防災計画に定められている避難所のうち、設置基準を満たさず、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去する。		
開始事業年度	平成 30 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	3,200,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	3,200,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	3,200,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	2,797,300 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	402,700 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	87%	-	
現年	当初予算額	75,400,000 円	-	21,500,000 円
	補正予算額	△62,000,000 円	-	-
	予算現額(D)	13,400,000 円	-	21,500,000 円
	決算額(E)	8,180,700 円	-	20,628,300 円
	次年度への繰越額(F)	3,200,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	2,019,300 円	-	871,700 円
	予算執行率(E)/(D)	61%	-	95%

(3) 指標

① 活動指標

指標名	危険ブロック塀の撤去			
目標値設定の理由・根拠	避難所に指定されている施設のうち、平成 30 年度に行ったブロック塀の一斉点検に基づく危険ブロック塀撤去施設数			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	19 施設	19 施設	19 施設	
達成値	4 施設	5 施設	8 施設	
達成率	21%	26%	42%	

② 成果指標

指標名	施設の機能強化			
目標値設定の理由・根拠				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	19 施設	19 施設	19 施設	
達成値	4 施設	5 施設	8 施設	
達成率	21%	26%	42%	

2 監査結果

(1) 事業概要

大阪府北部を襲った最大震度 6 弱の地震によって倒壊したブロック塀に挟まれ児童が犠牲となった平成 30 年 6 月の事案を受け、呉市においても平成 30 年度にブロック塀の一斉点検を行った。

そして、当該点検結果も踏まえて行政改革デジタル推進第 1 課が全庁で危険建物の優先順位をつけたものに基づき、順次、危険ブロックの撤去を行っている（令和 4 年度末時点で管財課所管対象建物（避難所に限る）：19 施設中 8 施設（42%）実施済み）。

事業実施においては、他課依頼の工事となるため、当該年度の対象箇所を土木整備課技師と現地調査を実施するとともに、場合によっては貸し付け相手方である地元自治会の意向も伺う（廃校は地元自治会に無償貸付けをしている場合が多いことから、施工後の形態がどのようなになるのか説明が必要であるため）。

そうした上で、土木整備課で工事の積算、入札、施工までを実施し、危険ブロックの撤去を行っている。

(2) 評価

当事業の事業費については、土木整備課に依頼して工事の積算、入札、施工まで実施する流れとなるところ、これら決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容に関しても、複数の担当課も関与して進めている事業であるところ、意思決定などの手続の流れについては、法規違反もなく、問題点は認められない。

もっとも、複数年度にわたって継続する当該事業全体でみた場合、緊急防災・減災事業債を財源として進めている以上、対象となる 19 施設について、同事業債の事業期間継続中に完了させることが望ましいといえる。

この視点でみると、同事業期間は延長されて令和 7 年度までの継続は決まっているものの、本件事業については完了年度が明確に確定しておらず、全体の進行管理まではできていない現状が認められる。

この原因としては、工事対象物は行政改革デジタル推進第 1 課が定めるとしても、決定後、管財課が境界問題などを確定したうえで、他課をとおして工事見積、発注をかけるという流れをとらざるを得ないという本事業の性質に対して、担当職員の負担が大きいことが考えられる。

本件事業において 19 施設をすべて完了させることを企図するのであれば、特に完了時期を確定し難い境界問題などにつき、専門士業への外部委託なども含めて並行して進めておくなど、早い段階から着手すべき部分を区分けして進めておくことも有益と考えられる。

【意見 12】

全体を並行して進行管理できるよう、専門士業への外部委託などの検討も含め、早い段階から着手すべき部分を区分けして進めておくことが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
16	まちづくりセンタートイレ・空調整備外	地域協働課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	二川まちづくりセンター外 9 センターは第 1 開設避難所と指定されており、トイレ洋式化と空調整備を実施することで、避難所の生活環境の改善を図る。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-4 対応策⑦）		
主な事業内容	二川まちづくりセンター外 9 センターにおけるトイレ洋式化の修繕と空調設備を整備する。 R2～R4：設計委託、改修工事等 緊防債充当		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 4 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	154,000,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	154,000,000 円	53,212,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	154,000,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	53,212,000 円
	決算額(B)	-	50,728,700 円	41,496,400 円
	次年度への繰越額(C)	-	53,212,000 円	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	50,059,300 円	11,715,600 円
予算執行率(B)/(A)	-	32%	77%	
現年	当初予算額	0 円	-	-
	補正予算額	154,000,000 円	-	-
	予算現額(D)	154,000,000 円	-	-
	決算額(E)	0 円	-	-
	次年度への繰越額(F)	154,000,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	0 円	-	-
	予算執行率(E)/(D)	0%	-	-

2 監査結果

(1) 事業概要

避難所に指定されているまちづくりセンター等のトイレ洋式化修繕（6 施設：二川・昭和・吉浦・阿賀・安浦・川尻まちづくりセンター）及び空調機購入（7 施設：二川・倉橋・安浦・川尻・仁方・豊浜まちづくりセンター、蒲刈市民センター）を実施するものである。

令和 2 年度に開始を予定していた事業であったが、改修箇所が多く、営繕課及び施工業者の業務を平準化する必要があり、年度中の完了が困難であったため、全事業分の予算を令和 3 年度へ繰り越した。

令和 3 年度においては、各施設のトイレ・空調設備改修設計委託を実施し、トイレ洋式化修繕（2 施設：安浦・川尻）及び空調機購入（6 施設：倉橋・安浦・川尻・仁方・豊浜・蒲刈）が完了した。

トイレ洋式化修繕（4 施設：二川・昭和・吉浦・阿賀）及び空調設備改修（二川）については、実施設計に時間を要したことや、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体不足により、必要な自動水栓及び温水洗浄便座、空調機器等がメーカーにも在庫がなく、実施業者に納品されるまで相当な時間を要す

るため、令和3年度中の期限では完了が困難となり、令和4年度へ繰り越した。

令和4年度では、トイレ洋式化修繕（4施設：二川・昭和・吉浦・阿賀）及び空調設備改修（二川）を実施し、全ての整備が完了した。

(2) 評価

避難所の環境対策の観点から、トイレの洋式化率50%を一つの目安として、また、空調に関しては経年劣化を考慮しながら使用、稼働率の高い部屋の空調改善を一つの指針として行っている。

同基準自体は明示の規程などに依るものではないが、特段不合理な点は認められない。

また、事業完了までの期間が予定よりも長引いた点も、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によって世界的な半導体不足が生じたことを原因とするものであり、問題点は認められない。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、問題点は検出されなかった。

もっとも、改修箇所の多さや各改修箇所の地理的要因により建物ごとの発注になってしまうことはやむを得ない側面はあるものの、全体的な防災対策、及び、経済性を考慮した場合、本件のような複数施設への同種工事实施の際には、同一機種、機材の一括導入による単価減額、一括請負による価格減額などの検討、打診を行うことも選択肢に入れることは有益と考えられる。

【意見13】

同一機種、機材の一括導入による単価減額、一括請負による価格減額などの検討、打診を行うことが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
17	福祉の人材養成・就職情報提供事業	福祉保健課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市内の福祉分野の人材不足を解消し、福祉職・介護職への就業を促進する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-4 対応策①） ・呉市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（117～118 ページ） 		
主な事業内容	福祉分野の人材養成及び人材バンク事業を実施する。		
開始事業年度	平成 21 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	16,686,000 円	16,368,143 円	17,054,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	16,686,000 円	16,668,143 円	17,054,000 円
	決算額(E)	15,331,481 円	16,668,143 円	17,053,949 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,354,519 円	-	51 円
	予算執行率(E)/(D)	91%	100%	99%

2 監査結果

- (1) 市内の福祉分野の人材不足を解消し、福祉職・介護職への就業を促進するため、福祉分野の人材養成及び人材バンク事業を実施し、もって人材不足で災害発生により、適切な介護ができないという事態を防ぐことを目的としている。

呉市は、本事業のため、以下の事業を呉市社会福祉協議会に委託している。

(ア) 福祉の人材養成事業

- ① 介護職員初任者研修（企画、広報、申請受付、連絡調整等）
- ② 介護職員実務者研修（企画、広報、申請受付、連絡調整等）

(イ) 人材バンク事業

- ① インターネットを活用した福祉職に関する求人、求職情報の提供
- ② 福祉職への就業にかかる相談事業
- ③ 求人情報誌の配布（月 1 回）
- ④ 福祉の職場説明会（呉市社協主催 1 回）
- ⑤ 福祉の体験事業の開催
- ⑥ 介護セミナー研修 等

(2) 福祉の人材養成事業・人材バンクについて

ア 呉市は、呉市社会福祉協議会に対し、呉市内の福祉施設等での介護業務への従事を希望する者を対象とする介護職員初任者研修（これから介護職員になる

うとする者向けの研修)、及び呉市内在住または呉市内に勤務し、福祉施設等での就労経験のある者もしくは介護職員初任者研修修了者等を対象とする介護職員実務者研修の実施を委託し、受講料の一部を負担している。なお、初任者研修を受講した者が他市で就職をしたとしても、特段のペナルティは存しない。

介護職員初任者研修修了者は、呉市社会福祉協議会の運営する「くれ福祉人材バンク」(福祉専門の無料職業紹介所)に登録され、呉市内で希望の施設・事業所へ職業紹介・あっせんを受ける。

本事業の結果、令和3年度には介護職員初任者研修修了者32人のうち27人が、令和4年度には介護職員初任者研修修了者38人のうち31人が呉市内の福祉施設等に従事した。

イ 介護職員初任者研修修了者が呉市内の福祉施設等に就職している現状を考慮すれば、呉市が呉市社会福祉協議会に介護職員初任者研修及び人材バンク事業を委託した結果、上記呉市内の福祉施設従事者が増加したとも評価できる。

この点、担当課によれば、広島市や竹原市では初任者研修修了者が市内の福祉施設等に就業した場合には一定の補助金を支給する仕組みを採用しているようである。呉市で採用している仕組みはこれとは異なり、結果として他市にて就職した者に対しても一定の研修受講料を補助する形となっている。この呉市の方法は、研修受講希望者の呉市での研修受講の入り口を広げるものとも評価でき、一定の効果があるものと思料する。

しかし、本事業は平成21年度より開始されたものであるところ、平成20年度以前の福祉施設への就職者数を把握しておらず、事業実施以前と比較して事業効果を把握することができない。

事業効果を把握するためにも、事業以前の就職状況等を把握すべきものであったと思料する。

【意見 14】

事業効果の検証を容易にするために事業開始前の呉市内の福祉施設への就職者数等を調査しておくのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
32	ため池改良事業	農林土木課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災・減災対策として、機能強化を目的とした改良工事を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-8） 		
主な事業内容	ため池について、機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るため、必要な改良工事を実施する。		
開始事業年度	令和 2 年	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前 年 度 か ら の 繰 越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	42,100,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	40,800,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	40,800,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	6,539,400 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	34,260,600 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	16%	-	
現 年	当初予算額	53,400,000 円	-	13,000,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	53,400,000 円	-	13,000,000 円
	決算額(E)	2,034,000 円	-	0 円
	次年度への繰越額(F)	40,800,000 円	-	2,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	10,566,000 円	-	11,000,000 円
	予算執行率(E)/(D)	3%	-	0%

2 監査結果

(1) 事業概要

自然災害に対する備えや、二次災害の発生・拡大防止を目的とし、防災・減災対策として、ため池の機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るための必要な改良工事を実施するものである。

具体的には、ため池内に堆積した土砂の浚渫を行い貯留能力の向上や洪水吐等の改良工事を実施する。

主として広島県が指定した防災重点農業用ため池に関し、広島県が堤体の劣化状況や耐震性能、排水能力などについて詳細診断を行い、その健全度を3段階(A～C)で評価したのち、同結果が呉市に共有され、今後の対策について検討していくという流れとなる。

呉市においては、C ランク評価となったため池を対象として、廃止とするか、改良とするかなど対応策について、地権者、管理者等から意向の聞き取りを行い、その同意を取り付けたうえで、工事の設計、実施に移行することになる。

令和2年度に1件、令和3年度に1件完了したが、令和4年度は地権者の同意を得ることができなかつたため、完了に至つたものがなかつた。

(2) 評価

当事業の事業費については、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、ため池の機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るための必要な改良工事を実施するもので、防災・減災事業としての必要性は認められる。

対象地も、広島県が実施した調査結果などに基づいて検討されており、合理性が認められる。

もっとも、広島県が指定、評価した防災重点農業用ため池だけでも 100 か所以上存在するところ、事業開始時から令和 4 年度までの期間で、工事が完了した箇所は数か所にとどまっており、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の期限である令和 12 年までに、必要な対策が完了する見込みは低いといわざるを得ない状況にある。

この点、達成率の低さは呉市だけの問題ではなく全国的にみられる問題である。その大きな要因は、ため池自体が民間の所有地となっていることが多く、また、何人かの共有地となっていることも多いため、権利関係を確定させた上で地権者の同意を得ることが容易でないことにある。また、廃止の要望がある場合にはその検討も要することになる。

このようなやむを得ない事情があるといえるものの、少なくとも一定の活動指標・成果指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 15】

活動指標・成果指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
33	小規模崩壊地復旧事業	農林土木課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地の予防工事等を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・ 呉市地域防災計画（共通編：予-2-12） 		
主な事業内容	荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地について、土留工、法枠工等の防災施設を整備する。		
開始事業年度	令和元年以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	41,500,000円	42,500,000円	88,000,000円
	繰越計算書における繰越額計(A)	37,860,000円	42,500,000円	87,300,000円
	繰越明許費の繰越額(実額)	37,860,000円	42,500,000円	87,300,000円
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	34,350,000円	34,088,000円	82,817,000円
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	3,510,000円	8,412,000円	4,483,000円
予算執行率(B)/(A)	90%	80%	94%	
現年	当初予算額	167,000,000円	174,100,000円	78,000,000円
	補正予算額	△117,000,000円	0円	0円
	予算現額(D)	50,000,000円	174,100,000円	78,000,000円
	決算額(E)	6,732,000円	25,796,000円	18,764,000円
	次年度への繰越額(F)	42,500,000円	87,300,000円	51,100,000円
	不用額(D)-(E)-(F)	768,000円	61,004,000円	8,136,000円
予算執行率(E)/(D)	13%	14%	24%	

2 監査結果

(1) 事業概要

崖地崩壊による災害を未然に防止するため、荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地について、土留工、法枠工等の防災施設を整備するものである。

急傾斜地の対策事業の一環であり、自然林を対象とするもので、基本的には広島県の補助金を受けて実施するため、同県の予算編成による影響を受ける。

対象が民間地であるため、範囲や地権者の確定、地権者の同意取得などの前提作業を要する。

令和2年度は3か所、令和3年度は6か所、令和4年度は4か所の工事を完了させている。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、本事業は、崖地崩壊による災害を未然に防止するための

対策事業であり、防災・減災事業としての必要性は認められる。

各年度の工事实績数は大きいものではなく、また、年度によって幅があるが、広島県からの補助金に依っている部分が多く、広島県の予算の内容の影響を大きく受けるため、その点はやむ得ないものとする。

また、そもそも対象が民間地であって、本来は民間で対応されるべき自然林の補修という側面があるため、市の負担、管理も限定的とならざるを得ない。

もっとも、そうであるからこそ、事業対象地の選定においては、その危険性や崩壊時の被害予測などの総合判断を踏まえて優先性が判断されるべきものと考えられるが、これまでの経過においては対象地の選定に関する明確な基準が策定されていない。

また、一度実施された防災施設等にも経年劣化等が生じていくものであるため、過去に行った事業に関しても、適宜状態の見直しや修繕の必要性の検討を要する。

これらの事情については、現在、担当課においても必要性を認識して検討を行っていること自体は認められるが、これを進めて、適宜状態を確認するためのルール策定や危険性判断の基準、及び、これに基づく防災工事实施優先度の策定などに取り組むことが有益と考えられる。

【意見 16】

適宜状態を確認するためのルール策定や危険性判断の基準、及び、これに基づく防災工事实施優先度の策定を行い、予防工事等を要する対象地について危険性等を調査したうえで、優先度判断に取り組むことが有益と考えられる。

通し番号	事業名	担当課
35	狭あい道路整備事業	建築指導課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	幅員 4m 未満の狭あいな道路を整備・拡幅し、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、交通の安全性を高めるとともに、消防・救急車等緊急車両の進入・通過を容易にし、安全で良好な住環境を形成することを目的とする。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②）		
主な事業内容	幅員 4m 未満の狭あいな道路沿いにおける、建築基準法で建築できない道路中心から 2m の道路後退部分用地の寄付を受けて呉市が舗装等の工事を行い、整備後は市道として管理する事業である。		
開始事業年度	平成 13 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負、負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	14,742,000 円	15,702,000 円	16,102,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	14,742,000 円	15,702,000 円	16,102,000 円
	決算額(E)	5,218,380 円	2,090,020 円	12,012,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	9,523,620 円	13,611,980 円	4,090,000 円
	予算執行率(E)/(D)	35%	13%	74%

(3) 指標

成果指標

指標名	指標名なし			
目標値設定の理由・根拠	指定路線全延長（両側）に対する達成率			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値				
達成値				
達成率	0.94%	0.95%	0.97%	(達成率は参考値) 指定路線全延長 186,672m (両側) に対する達成率

2 監査結果

(1) 事業概要

本来、住宅を建てる際には、建築基準法に基づき、原則 4m の道路に接道しなければならない。

もっとも、市街地には狭い道路が多く、この要件を満たせない状況も多いことから、4m 未満の道路であっても建築基準法 42 条 2 項に基づいて道路の中心から

2mのセットバックを行うことにより、建築確認申請が出ているケースも多く存在する。

ここで設定されたいわゆる「みなし道路」を狭あい道路と扱っているが、当該セットバックした用地は、道路ではあるものの公衆用道路として土地所有者が整備することまで求められていない。

しかし、狭あい道路のなかには、市民の日常生活を支える生活道路としての性質を有するものも多く、防災上の観点からみても、市道として整備、管理することが適切なものも存在する。

そのため、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークが構成されるようにするために呉市が整備促進路線として指定した道路について、セットバック部分の用地の寄付を受け、市道として管理するために整備拡幅を実施するものである。

補助事業名は、国土交通省の社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の中の「狭あい道路整備等促進事業」であり、補助率は、測量分筆、工事費及び門、塀等の除去、移設、移設に対する助成金に係る費用が1/2となっている。

なお、本事業の担当課は、もともと都市計画課であったところ、数年前に建築指導課に変更された。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、市道として整備、管理することで道路利用に支障が生じるような事態を防ぐことができ、日照、通風等の居住環境を改善するとともに、緊急車両の通行、避難路の確保など防災対策をも兼ね備えた安全で良好な環境整備の促進につながるものであり、事業としての必要性は認められる。

もっとも、呉市が指定した整備促進路線（全長 186,672m（両側））全体との比較でみると、達成率は1%程度という低い数値にとどまっており、近年中に必要な対策が完了する見込みは低いといわざるを得ない状況にある。

この点、達成率の低さは呉市だけの問題ではなく全国的にみられる問題である。その要因としては、対象地が民間の所有地となっており、本事業に基づく寄付受付や整備工事を実施するためには所有者の承諾が必要であることや、助成金に上限があり一定の金銭負担が生じることなどが挙げられる。

このようなやむを得ない事情があるといえるものの、本事業の担当課が都市計画課から建築指導課に変更されたことに鑑みると、民間の所有者との協議を進めるノウハウ等が蓄積されていないなどの事情も推察される。

成果指標のみならず、どのような活動を行うのかに関する活動指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 17】

どのような活動を行うのかに関する活動指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
37	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事	住宅政策課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災・減災に資するため、市営住宅の耐震改修事業を実施する。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1 対応策①）		
主な事業内容	市営皆実アパート1号棟の耐震改修事業を実施する。併せて、外壁と屋上の改修工事を実施する。 令和3年度：実施設計 令和4～5年度：工事 市営住宅、皆実保育所（建物の1階部分）の複合建物につき、こども施設課と共同で事業を実施。		
開始事業年度	令和3年度	終了予定年度	令和5年度
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	6,363,000円	49,600,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	6,363,000円	49,600,000円
	決算額(E)	-	4,994,323円	40,522,917円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	1,368,677円	9,077,083円
	予算執行率(E)/(D)	-	78%	81%

2 監査結果

(1) 事業概要

担当課は、平成8・9年度に、昭和56年以前の「旧耐震基準」（10年に一度程発生することを想定した震度5程度の中規模地震に対し、倒壊あるいは崩壊しない）によって建築された市営住宅のうち、ラーメン構造（柱と梁で建物全体を支える構造。壁式構造（柱と梁の代わりに耐力壁で建物の荷重を支える構造）に比し耐震力が弱いとされている。）の片廊下型建物21棟の耐震診断を行った。結果は、耐震診断を実施した21棟全てが「倒壊または崩壊する危険性がある」B判定であった。

担当課は、上記十分な耐震性がないと判定された市営住宅のうち、「呉市公共施設に関する個別施設計画」において「現状維持」とされている5棟について、地震による建物の崩壊等の被害から入居者の生命と財産を守るため、市営住宅の耐震化事業を実施している。

皆実アパート1号棟の耐震補強工事は、呉市営住宅としては初めての耐震化事

業であり、併せて、老朽化が著しい外壁と屋上の改修工事を実施するものである。
 なお、建物の1階部分が皆実保育所となっており、市営住宅と保育所の複合建物につき、こども施設課と共同で事業を実施している。

(参考) 市営住宅耐震化事業スケジュール

市営住宅名	R3	R4	R5	R6	R7	備考
皆実アパート1号棟	設計	工事	工事			保育所併設
山の手アパート11号館		設計	工事			隣保館併設
山の手アパート10号館			設計	工事		
白岳アパート1・2号棟				設計	工事	コミュニティセンター併設

(2) 市営住宅の耐震診断について

ア 担当課は、耐震性に問題のあると考えられる昭和56年以前に旧耐震基準にて建築された市営住宅のうち、ラーメン構造にて建築されたもののみを対象に耐震診断を行った。

イ 耐震診断結果の周知

耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満(大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の危険性が高い)となっている市営住宅も存する。

この耐震診断の結果に関し、公表されている資料として、呉市公共施設に関する個別施設計画(令和3年3月)76ページ等がある。同計画において各施設の概要を記載する表があり、その表の中で、「耐震診断」欄に「未」・「済」・空欄の別が示され、「耐震補強」欄に「未」・空欄の別が示されている。表の読み方として、「耐震診断」欄が「済」になっているもののうち、「耐震補強」が空欄になっているものは耐震工事不要・「耐震補強」欄が「未」になっているものは耐震工事が必要、と理解することも不可能ではない。

しかし、耐震補強工事の要否について一見して理解可能とは言い難く、また、耐震診断の具体的内容(I_s 値)も記載されていない。

耐震診断結果が明確に公表されているとは言い難く、また、当該市営住宅の住民への個別通知も行われていない状況である。

居住者自らがその居住する建物の耐震性を認識することは、災害時における避難行動の選択にも大きな影響を与えるものと考えられる。賃貸人である呉市としては、少なくとも居住者には耐震診断の結果をよりわかりやすく周知し、適切な認識をもってもらうのが望ましい。

【意見18】

居住者には耐震診断の結果をよりわかりやすく周知し、適切な認識をもってもらうのが望ましい。

ウ 耐震診断の対象

上記担当課の耐震診断の判断は、有限の予算及び人員の中で耐震対策を行う

ための優先順位をつけるものであり、合理的なものと評価できる。

もっとも、市営住宅の中には、ラーメン構造ではないものの、昭和 56 年以前に旧耐震基準にて建築された市営住宅で、建物耐用年限（耐用年数）を超過した物件もある。単純に一律の基準にて耐震診断を行うばかりでなく、建物を個別に確認し、耐震診断の要否を判断するのが望ましいと思料する。

【意見 19】

一律の基準にて耐震診断を行う他に、建物を個別に確認し、耐震診断を要するか判断するのが望ましい。

(3) 耐震工事について

ア 担当課は、耐震性に問題のあった市営住宅のうち今後も現状維持にて使用する市営住宅 5 棟について耐震工事を行うこととしている。なお、耐震工事の順序については、行政改革デジタル推進第 1 課にて、公共施設に横断的に工事の必要性を点数化し決定している。

イ 耐震診断の結果、 I_s 値が 0.3 未満（大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の危険性が高い）となっている市営住宅もあるところ、上記 5 棟の他の建物は、将来的に解体予定であるため、耐震工事が予定されていない。もっとも、解体の実施時期は未定である。

【意見 20】

市営住宅の居住者の安全対策を考慮し、市営住宅居住者に対し、耐震診断結果及び市営住宅建物の解体予定時期を明らかにし、居住者が耐震診断結果を基に移転の是非を検討する機会を与えるのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
60	防災センター管理運営事業	予防課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	自治会や自主防災会などを通じて、防災意識の高揚を図り、組織的な防災活動ができる体制を確立することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑤） ・呉市防災センター条例 2 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-16-1） 		
主な事業内容	防災センターにおいて、防災に関する資料作成及び体験装置の展示並びに講話等を実施する。		
開始事業年度	昭和 60 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	—	—	—
	繰越計算書における繰越額計(A)	—	—	—
	繰越明許費の繰越額(実額)	—	—	—
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	—	—	—
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	—	—	—
予算執行率(B)/(A)	—	—	—	
現年	当初予算額	7,811,000 円	8,609,000 円	8,387,000 円
	補正予算額	—	—	—
	予算現額(D)	7,811,000 円	8,609,000 円	8,387,000 円
	決算額(E)	7,676,994 円	8,489,008 円	7,822,941 円
	次年度への繰越額(F)	—	—	—
不用額(D)-(E)-(F)	134,006 円	119,992 円	564,059 円	

(3) 指標

① 活動指標

指標名	市民に対する防火防災に関する展示や指導			
目標値設定の理由・根拠	呉市防災センター条例第 2 条に基づき、防火防災に関する資料や展示品、地震や暴風豪雨などの体験型の装置を常設し、入館者に対して防火防災に関する指導などを実施する。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	6,000 人	6,000 人	6,000 人	
達成値	1,490 人	2,006 人	3,450 人	
達成率	24%	33%	57%	新型コロナウイルス感染症対策のため入館受付中止期間あり

② 成果指標

指標名	市民の防火防災意識の啓発を図った。			
目標値設定の理由・根拠				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	6,000 人	6,000 人	6,000 人	
達成値	1,490 人	2,006 人	3,450 人	
達成率	24%	33%	57%	新型コロナウイルス感染症対策のため入館受付中止期間あり

2 監査結果

(1) 事業概要

呉市防災センター（以下、「防災センター」という。）は、呉市防災センター条例に基づいて設置されている施設であり、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るために昭和 60 年 12 月に設置された。

防災センターでは、前記呉市防災センター条例に基づき、防火防災に関する資料や展示品、地震や暴風豪雨などの体験型の装置を常設しており、入館者に対して防火防災に関する指導や講習会などを実施している。

また、このような防災センターの事業に対応するため、再任用職員 3 名と会計年度任用職員 1 名が配置されている。

新型コロナウイルス感染症予防措置をとる令和元年度以前は、年間約 5,000 人以上の入館者で推移している状態であったが、令和 2 年度から令和 4 年度までは、前記予防措置に関連して入館受付を中止していた期間の影響もあり、年度平均約 2,300 人となっている。

防災センターでは、個人での入館受付もしているものの、多くの入館受付は保育園や幼稚園、学校、事業所など団体が占めている状況にある。

近年では、市内の民間事業所に勤務する外国人にも、通訳を介して、防火防災についての研修も行っており、令和 3 年度からは、消防職員と協力して普通救命講習や応急救護講習なども実施している。

＜防災センターの様子＞（※R5.10.18 現地視察時）





(2) 評価

市民の防災意識の向上だけでなく、防災に関する知識や技術向上を図るためには、過去実際に生じた災害に関する知識、実績を実際に目で見ることや、防災技術や災害時に使用される機材を実際に体験することが重要と考えられるため、これに即する防災センターの運営事業の必要性が認められる。

また、呉市の防災センターにおいては、震度に応じた地震の揺れの体験施設や、豪雨・暴風のデジタル体験施設なども常備しており、講学にとどまらない防災意識の向上に資すると考えられる。

現況においては団体での入館受付が多いが、前述のような体験施設を効率的に活用するためには、団体を複数のグループに分けて順次体験、講習を行うことが必要であるところ、これに対応するためには複数の職員が必要と認められる。

当事業の事業費について決裁資料等についても確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

そのため、防災センターの運営態様自体に特段の問題はないものと考えられるが、防災センターのもともとの趣旨目的に照らすと、利用人数は低迷していると評価せざるを得ない。

また、昭和 60 年 12 月に設置され築後 40 年弱の期間が経過しているため、老朽化も指摘せざるを得ず、館内の防災知識に関する設備についても、年月の経過により近年の建築構造に適さないものもあるうえ、修繕も困難になってきており、これらの実態が、入館料が無料であり、JR 新広駅の目のまえという好立地にも関わらず、利用人数が低迷している理由の一つといえる。

近年、日本の各地において大規模災害が発生して甚大な被害が生じ、市民の防災意識も高まりをみせていることからすれば、近時の災害における教訓、実績に即した防災知識を涵養するとともに、より実践的な体験学習ができる機会を広く市民に提供することが重要と考えられる。

そのため、これに資する施設、設備、及び、講習教材の更新を行うとともに、イベントの企画やSNSなどを通じた市民への広報活動を拡大させるため、更新計画の策定や市民への周知方法の検討を図っていくことも必要であると考えられる。

【意見 21】

近時の災害における教訓、実績に即した防災知識を涵養するための講習教材の更新や、より実践的な体験学習ができる設備への更新、老朽施設の更新を行うとともに、イベントの企画やSNSなどを通じた市民への広報活動を拡大させるため更新計画の策定や市民への周知方法の検討を図っていくことも必要であると考えられる。

第3 備蓄物資等の視察による監査結果

1 視察場所の選定について

(1) 備蓄物資等のある場所

危機管理課の担当する「災害対策事業」(通し番号 08・P.25)は、災害が発生した際に対応するため備蓄物資等の確保などの施策を実施するものである。

保管場所については、呉市地域防災計画において、「庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、まちづくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める」とされている(共通編：予-12-2)。

この「避難所」には下記の区分がある(地域防災計画 共通編：予-7-10)ところ、現在、実際に備蓄物資等があるのは、「大雨開設」の「第1開設避難所」である。

区分		用途	主な指定場所等
避難所	第1開設避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 ※大雨(洪水、土砂)時に開設する避難所と、地震時に開設する避難所がある。	まちづくりセンター、小学校、中学校など
	第2開設避難所	・地震や風水害などの災害により市内の広範囲で甚大な被害が発生するなど、第1開設避難所だけでは避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	高等学校、大学など
	地域開設避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、自治会等の地域で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	自治会館、集会所など
	福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する建物。	老人福祉施設、障害者支援施設など

(2) 選定した視察場所について

大雨開設の第1開設避難所は市内73か所にあるところ、特定の地域に偏ることのないよう考慮して、次の①～⑰の17か所の施設を視察場所に選定した。

また、集中保管場所のうち、呉市本庁舎及びその近辺に所在する⑱～⑳の3か所の備蓄倉庫についても視察場所に選定した。

現地視察 番号	地区 名	施設名	所在地	収容 人数
①	中央 地区	片山中学校（体育館、教室）	東片山町13-5	580
②	中央 地区	明立小学校（体育館、教室）	伏原2丁目6-38	750
③	吉浦 地区	吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23	180
④	警固屋 地区	警固屋中学校（体育館、教室）	警固屋7丁目4-1	570
⑤	広地区 (西部)	広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	1,160
⑥	広地区 (南部)	広南中学校（体育館、教室）	広長浜4丁目1-9	520
⑦	天応 地区	天応学園（体育館、教室）	天応大浜2丁目1-64	858
⑧	昭和 地区	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野39-2	120
⑨	下蒲刈 地区	下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島1730	190
⑩	川尻 地区	川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1-21	990
⑪	音戸 地区	早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬2丁目53-1	140
⑫	倉橋 地区	農業技術拠点センター	倉橋町894	110
⑬	倉橋 地区	倉橋東センター	倉橋町11959-25	90
⑭	蒲刈 地区	蒲刈小学校（体育館、教室）	蒲刈町向771	300
⑮	安浦 地区	安登小学校（体育館、教室）	安浦町安登西5丁目7-19	680
⑯	豊浜 地区	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島3959-1	100
⑰	豊 地区	豊小学校（体育館、教室）	豊町久比2411-1	700
⑱	—	市役所本庁舎2階 防災倉庫	中央4-1-6	—
⑲	—	新日本造機ホール（くれ絆ホール）	中央4-1-6	—
⑳	—	IHIアリーナ呉（呉市体育館）	中央4-1-1	—

2 視察結果の概要

前ページの①～⑳の各施設について、チェックした概要は次のとおりである。

No.	チェック項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
施錠管理																				
1	鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっているか	○	○	×	△	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△	○	△	△	△	○
備蓄物資等の保管場所の状況																				
3	保管場所の外観や中の様子に、浸水した跡や破損などはないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	保管場所は、頭をぶつける、つまづくなど、安全性に問題はないか	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	夏場に常温保存の食品を保管することが心配になるほど暑くなる懸念はないか	△	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	△
備蓄物資等の状況																				
7	備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	×
8	備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整理されているか）	△	△	×	×	○	○	×	×	△	△	×	×	○	○	△	×	×	×	○
9	備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか	○	△	○	×	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○
10	避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）は、出しやすい位置にあるか	○	×	○	△	×	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	-	-	-
11	保管場所のロケーション図が保管場所に備置されているか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12	在庫一覧表（リスト）が保管場所に備置されているか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
13	備蓄物資等のうち、水及び食料は、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか	○	○	×	○	○	○	×	○	○	△	○	○	○	△	○	×	○	×	×
14	備蓄物資等のうち、水及び食料以外のものは、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか	△	△	×	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	△	△	×	×	×	×
15	賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○
16	備蓄物資等の入っている箱など、中に何があるのか、わかりやすくなっているか	△	×	△	×	×	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
17	食料は賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいようになっているか	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
18	箱の破れや汚れが目につくものはないか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
19	劣化（さび、カビ、埃、汚れ）している物は発見されなかったか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

※ ○：問題なし △：要検討（No. 13・14は簿外品のある場合を含む） ×：問題あり -：避難所でないため非該当

3 各チェック項目について

(1) 鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか

ア 備蓄物資等のある避難所の保管場所の鍵は、基本的に、当該施設の管理者及び避難所担当市職員が保有している。

施設ごとに作成中の「避難所台帳」(P. 29。令和5年度末までに完成予定。)には、スペアキーを保有する市職員の氏名などが記載されている。また、マスターキー・個別キーの有無についても記載されている。

避難所担当市職員においてどのように鍵を保管するのかわについては、特にルールがなく、各避難所担当市職員の裁量に委ねられている。

イ 鍵の管理、保管方法について具体的な問題は検出されなかった。

もっとも、鍵の保管方法については各避難所担当市職員個人の完全な裁量に委ねられているため、鍵の保管について、携帯するのか、自宅に置くのか、庁舎等の勤務場所に置くのかなどについては個々人によって異なり得る状況である。

携帯の場合には紛失リスクが高まるし、自宅保管の場合にも具体的な保管方法(自宅のどこに保管するかなど)によっては不適切な場合があり得るし、勤務場所保管の場合ではそもそも個人が管理することの意味が希薄となる。

平時における施設の防犯とも関係する点であるため、鍵の保管方法について一定のルール(携帯の是非、貴重品と同様の管理、定期的な紛失の有無の確認など)を設けるのが望ましい。

【意見 22】

備蓄物資等の保管場所に関し、鍵の保管方法について一定のルール(携帯の是非、貴重品と同様の管理、定期的な紛失の有無の確認など)を設けるのが望ましい。

(2) 備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっているか

保管場所については、ほとんどが一つの施設建物内の一室が選定されている。多くは施錠可能な部屋であり、常時施錠されている場所が多いが、必ずしもそうではない。

ア 常時の施錠が容易である場所について

(ア) 次の視察場所については、施錠可能な場所であるところ、常時の施錠がなされているか懸念される状況があった。

・現地視察番号③(吉浦まちづくりセンター)

担当者からは、水防倉庫の外部ドアを施錠している旨の回答を得たが、監査人らが調査している最中、施錠されていなかった外部ドアを経て他の職員が水防倉庫に入室してきた。

(イ) この状況に鑑みると施錠管理に不安があるといわざるを得ない。常時の施錠に差し支えがない場所については、施錠管理を徹底すべきである。

【指摘 4】

保管場所に関し、常時の施錠に差し支えがない場所については、施錠管理を徹底すべきである。

イ 常時の施錠が容易でない場所について

(ア) 常時施錠されているわけではない場所の例として、次のものが挙げられる。

・現地視察番号⑨（下蒲刈農村環境改善センター）

備蓄物資等は施設内の和室に置かれており、和室出入口が襖であるため、錠自体がない。和室出入口付近には「関係者以外立ち入り禁止」の掲示がある。もっとも、施設自体の出入口は施錠可能である。また、施設出入口近くに事務室があり、施設に出入りする者があれば職員が気づくことが可能である。

・現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））

図書室内の机の下に備蓄物資等が置かれており、室内に職員が常在しているため、盗難のおそれは低い。生徒等が図書室を利用する時間帯には当然施錠されていない。

・現地視察番号⑱（市役所本庁舎 2 階 防災倉庫）

2つの倉庫のうち、「防災倉庫 1」は常時施錠されているものの、「防災倉庫 2」は職員の出入りが日常的にあるため施錠されていない。

(イ) 保管場所の施錠管理については、備蓄物資等の盗難を防止するために常時施錠されていることが理想的である。

しかし、他方で施設自体の設備・利用状況に照らして常時の施錠が現実的でない場合もあり得る。

結局のところ、施設ごとに盗難の可能性や施設の具体的状況等を勘案・検討すべきこととなるが、少なくとも常時の施錠が現実的でなく、かつ、職員が常在しない場所については「関係者以外立入禁止」等の掲示をするなどして盗難の可能性を抑える工夫を検討するのが望ましい。

【意見 23】

保管場所のうち、常時の施錠が現実的でなく、かつ、職員が常在しない場所については「関係者以外立入禁止」等の掲示をするなどして盗難の可能性を抑える工夫を検討するのが望ましい。

(3) 保管場所の外観や中の様子に、浸水した跡や破損などはないか

問題のある施設は見当たらなかった。

(4) 保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか

ア 現地視察番号①（片山中学校（体育館、教室））について、窓から日光が差し込み、飲料水の入った段ボール箱に日光が当たり続けている状況があった。

イ 食料・飲料等の置き場所については、具体的なルールが設けられていないところ、置き場所によって傷み・変質・劣化が早まることが懸念される。

傷み・変質・劣化しやすい物品については、特に具体的な置き場所について配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 24】

備蓄物資等に関し、傷み・変質・劣化しやすい物品については、特に具体的な置き場所について配慮するルールを設けるのが望ましい。

(5) 保管場所は、頭をぶつける、つまづくなど、安全性に問題はないか

ア 視察した場所について、次の状況があった。

- ・現地視察番号①（片山中学校（体育館、教室））

呉市の備蓄物資等ではないが、自治会が保管している水 198 ケースが入り口付近から奥まで高く積みあげられていた。地震が発生した場合、規模にもよるが崩れるおそれがあると感じられた。また、重量物を高く積み上げていると、地震の場合でなくとも、運び出しや通行の際に荷崩れを起こす可能性が高まる。

- ・現地視察番号③（吉浦まちづくりセンター）

潰された段ボール箱が床に投げられている状態であり、備蓄物資等の倉庫における足場としては適切とは評価できない。

- ・現地視察番号⑦（天応学園（体育館、教室））

出入口近くの棚の上部には長物が棚からはみ出す形で置かれていたところがあり、通行の際に頭部と接触する安全上の懸念が生じる。

イ 保管場所の安全性に関しては、施設建物の構造等によるもののみならず、整頓の状況によっては安全性に懸念を生じることもあり得る。

後述の「(8) 備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）」とも関連するところ、施設建物の構造等のみならず、備蓄物資等の置き方による安全性の懸念を生じないよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 25】

施設建物の構造等のみならず、備蓄物資等の置き方による安全性の懸念を生じないよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

(6) 夏場に常温保存の食品を保管することが心配になるほど暑くなる懸念はないか

ア 一般的に、倉庫については夏場の室温が 40℃を超える場合も考えられる。

保管場所が、備蓄物資等について推奨される保管温度を超えない場所であるかどうかを確認しておく必要がある。

イ この点、危機管理課の回答によれば、個別の保管場所ごとに夏場の室温の確認は実施されていないとのことであった。

個別の保管場所ごとに夏場を含めた室内の温湿度を確認した上、備蓄物資等

について推奨されている保管温度・湿度を超えるものではないか否か、確認するのが望ましい。

【意見 26】

個別の保管場所ごとに夏場を含めた室内の温湿度を確認した上、備蓄物資等について推奨されている保管温度・湿度を超えるものではないか否か、確認するのが望ましい。

(7) 備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）

ア 在庫の整頓に関し、明示的なルールは定められていない。

もっとも、各視察場所については、その多くの場所において、在庫一覧表に記載された備蓄物資等のほか、防災・減災に係る簿外品や防災・減災とは無関係の物品（学校用備品等）が保管されていた。在庫一覧表記載の備蓄物資等について概ね保管場所内の一角に集めた形で置かれており、他の備品等と紛れないように配慮されていることがうかがわれた。

ただし、特に整頓の状況について懸念が感じられた場所として、次のものが挙げられる。

・現地視察番号⑧（昭和東まちづくりセンター）

備蓄物資等のほとんどは部屋の一角にある程度まとまって置いてある状況ではある。しかし、室内のみならず、通路や浴室まで所狭しと様々な物品が置かれている。呉市合併前から置かれていると思われる相当古い物、他団体や個人の所有物と思われる物が多数ある。明らかに古く、かつ、不要と思われる物品もある。空箱の段ボール箱も複数ある。災害と無関係な物品との区別は一見して明確でない。

・現地視察番号⑰（豊小学校（体育館、教室））

保管場所には、棚等はなく、備蓄物資等の入った段ボール箱等を積み上げている状態であり、一見して何がどこにあるか判然としない状況であった。

・現地視察番号⑳（IHI アリーナ呉（呉市体育館））

大量の備蓄物資等のある集中保管場所であるところ、倉庫内には、棚等は一切なく、備蓄物資等が段ボール箱に入ったまま（段ボール箱に入らないスコップやブルーシート及び一輪車等はそのまま）積み上げられている状態である。

イ 防災・減災用の物品であるのか、それ以外の物品（学校の備品等）であるのかを一見して区別できるようにしておかなければ、災害時の不便は勿論、混同使用や紛失のおそれが高まると考えられる。

また、防災・減災用の物品の中でも、市が必要最低限のものとして備置している物品と、自治会等の他団体が備置している物品とが一見して区別できなければ、やはり混同使用や紛失のおそれが高まることが考えられる。

さらに、在庫確認の実施に当たっても、市管理の備蓄物資等であることが一

見してわからなければ、無駄な時間を要し、数え違い等を生じるおそれも高まる。

少なくとも、市管理の備蓄物資等であることが一見してわかるような整頓のルールを設けて整頓すべきである。たとえば、共通した整理棚を設けたり、段ボール箱等に共通した目印（色紙や蛍光テープ）を貼り付けたりするといった工夫が考えられる。

【意見 27】

備蓄物資等に関し、市管理の備蓄物資等であることが一見してわかるような整頓のルールを設けて整頓するのが望ましい。

なお、備蓄物資等そのものの整頓とは少し異なるものの、保管場所の部屋自体についても、その部屋に備蓄物資等が備置されていることをわかりやすく表示している視察場所があった（現地視察番号②（明立小学校（体育館、教室）においては、部屋の扉に「防災関連倉庫」、「学校行事倉庫」と倉庫別に区別を明示する表示をしている。）。

混同使用等を避け、また、備蓄物資等のある場所を周知しておくこと等との関係で有益な工夫であると考えられるため、他の場所でも行うことを検討するのが望ましい。

【意見 28】

保管場所の部屋自体について、その部屋に備蓄物資等が備置されていることをわかりやすく扉等に表示することを検討するのが望ましい。

以上のほか、自治会等の他団体が保管する物品についても、市管理の備蓄物資等と同じ室内に保管されていることから市の管理外のものとして無視するのは適切でない。他団体の物品であってもその整頓状況や賞味期限等に問題が発見されることもありうるところであり、市から他団体に対して情報提供や注意喚起をすることも考えられる。

加えて、多くの保管場所において、以前使用された残置物を含め、いずれの所有物であるかが判然としない簿外品の存在を確認した。簿外品についても、放置することにより、スペースの無駄、衛生上の問題、在庫確認時の混同誤認等の弊害を生じる可能性がある。たとえば、現地視察番号⑮（安登小学校（体育館、教室）においては、簿外品のマスクについて箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着した物が避難所開設ボックス内に入っているのが確認された（後記⑱においても述べている。）。

保管場所における他団体保管の物品や簿外品の取扱いについて、どのような配慮を行うべきかのルールを設けておくのが望ましい。

【意見 29】

保管場所における他団体保管の物品や簿外品の取扱いについて、どのような配慮を行うべきかのルールを設けておくのが望ましい。

(8) 備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）

ア 備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的なルールは設けられていない。

ほとんどの視察場所においては、概ね室内の一角にある程度まとめて置かれていたものの、段ボール箱について必ずしも箱の中の内容物がわかりやすい向きで置かれていなかったり、備蓄物資等の一部が他と異なる位置に置かれていたりするという例（たとえば、現地視察番号⑧（昭和まちづくりセンター）では、一度開封使用された形跡のあるエアーマットが他の物資とは離れた位置の床に置かれていた。おそらく未開封のものと区別する意図があったのではないかと推察される。）があった。

イ 整理については、全く工夫や配慮が見受けられないというわけではないが、個人レベルでの工夫に頼る場合にはかえって混乱を生じる可能性もある。たとえば、前記のように開封済みの物の置き場所を変えるという配慮によって、かえって配置した者以外の者が見つげにくくなるということもありうる。後述のロケーション図の不存在にも関連しているといえる。

備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的な整理のルールを設けることが望ましい。

【意見 30】

備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的な整理のルールを設けることが望ましい。

(9) 備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか

ア 備蓄物資等の置き方についてはルールが設けられておらず、出入口や通路スペースをどのように確保するかについても各施設管理者の裁量に委ねられている。

懸念のあった視察場所は、前記「2 視察結果の概要」（P. 59）に記載のとおりである。

イ 前述の整理整頓ルールが設けられていないことにも関連している事項である。保管場所の整頓について、出入口や通路のスペースが確保できるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 31】

保管場所の整頓について、出入口や通路のスペースが確保できるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

なお、保管場所から重量物を搬出する際には台車を利用すると便利である。

この点、基本的には施設の備品として既にある台車を利用することになると考えられるところ、念のため、新たに台車を配置することの可否について、施設ご

とに確認しておくのが望ましい。

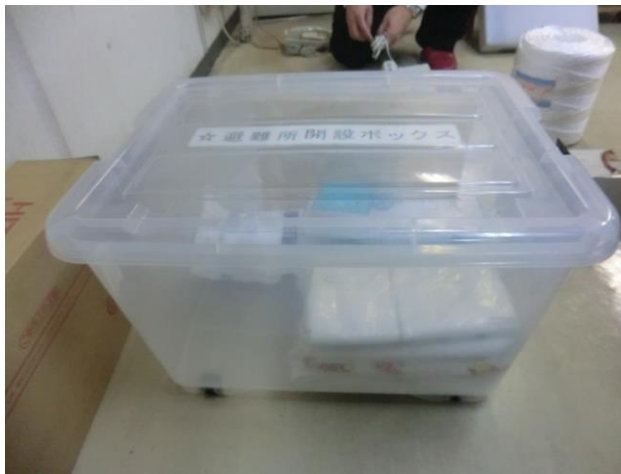
【意見 32】

保管場所に関し、新たに台車を配置することの要否について、施設ごとに確認しておくのが望ましい。

(10) 避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）は、出しやすい位置にあるか

ア 避難所開設ボックスとは、次のような半透明のプラスチック収納ケースである。

＜避難所開設ボックスの外観＞



市職員向けの「避難所開設等に関する説明資料」によれば、避難所開設ボックスの中身は、次のとおりとされている。

- ・軍手
- ・PPロープ
- ・タオル
- ・特設公衆電話
- ・フラットファイル
- ・避難所運営ガイド
- ・ハザードマップ
- ・Wi-Fi 掲示ポスター など

避難所開設ボックスについては、避難所開設時にすぐに必要な物であり、出しやすい位置にあるべきものである。

この点、懸念のあった視察場所は、前記「2 視察結果の概要」(P. 59)に記載のとおりである。

イ 前述の整理整頓ルールが設けられていないことにも関連している事項である。

備蓄物資等の整理に関し、避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）が出しやすい位置に置かれるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 33】

備蓄物資等の整理に関し、避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）が出しやすい位置に置かれるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

また、避難所開設ボックスの中身に関し、各施設によって相当のばらつきがあるように見受けられた。

たとえば、マニュアルや外国人向けの資料等が入っているボックスもあれば入っていないボックスもあるといった状況があった。おそらく、マニュアル等の資料は普段読むことができるようにするため事務室等に置くなどしたことが原因ではないかと推測される。しかし、ボックス外で保管した場合紛失等の危険が高まり、避難所開設時に直ちに読むことができないなどのおそれもありうる。普段読むための資料は別に印刷しておき、あくまでボックス内には必要資料等がそろっているようにしておくのが望ましいと思料する。

後述のロケーション図や在庫一覧表の紙資料の備置を含め、避難所開設ボックス内には必要資料等がそろっている状態にしておくのが望ましい。

【意見 34】

避難所開設ボックス内には必要資料等がそろっている状態にしておくのが望ましい。

なお、避難所開設時の掲出物（「避難所」「受付」等が大きく記載されたラミネート加工済みの紙）が備えられている避難所（現地視察番号⑩（川尻まちづくりセンター））もあり、他の施設においても参考になる工夫であると思料する。

【意見 35】

避難所開設時の掲出物（「避難所」「受付」等が大きく記載されたラミネート加工済みの紙など）をあらかじめ準備しておくのが望ましい。

(11) 保管場所のロケーション図が保管場所に備置されているか

ア 施設ごとに作成中の「避難所台帳」（P. 57。令和5年度末までに完成予定。）には、建物のどこに避難者が使用する部屋があるのかを記載した平面図はあるものの、備蓄物資等の保管場所（倉庫）がどこにあるのかを記載した平面図はない。

また、ロケーション図（室内のどの位置に何が置かれているかについて記載された図）については、そもそも作成されていない。

イ 備蓄物資等について、具体的に室内のどこに置かれているかがわからなければ、避難所開設時の使用に不便を生じることは勿論、平時の在庫確認にも無駄な時間を要し、数え違い等を生じるおそれが高まる。

現地視察においても、在庫一覧表と現品を照合するに当たって探し回る必要があるなど、確認が容易でない場所が多くあった。

したがって、保管場所について、ロケーション図を作成するのが望ましい。また、災害発生時には停電等も予想されるため、最新のものについて印刷した紙資料を保管場所に備置するのが望ましい。

【意見 36】

保管場所に関し、ロケーション図を作成し、最新のものを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。

12) 在庫一覧表（リスト）が保管場所に備置されているか

ア 「避難所台帳」（P. 57。令和5年度末までに完成予定。）について作成中であるところ、これに付属する在庫一覧表についても作成されている途中である。正確には、一応、一通りの在庫一覧表は作成されており、最新のものとしては未完成、という状況である。

在庫一覧表を紙資料として備置するルールは設けられておらず、視察場所のうち1か所のみ（現地視察番号⑤（広まちづくりセンター））に在庫一覧表の備置が確認されたのみであった。

イ 在庫一覧表が現地になれば、避難所開設時の使用に不便を生じることは明らかである。

したがって、最新の在庫一覧表が早急に完成されなければならない（この点は既に述べた「避難所台帳」の完成に関する指摘に含まれる。）。

また、災害発生時には停電等も予想されるため、最新のものについて印刷した紙資料を保管場所に備置するのが望ましい。

【意見 37】

保管場所に関し、在庫一覧表の最新のものを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。

13) 備蓄物資等のうち、水及び食料は、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか

ア 前記「2 視察結果の概要」（P. 59）に記載のとおり、視察場所において、在庫一覧表と現品との不一致があった。

イ 前記のとおり、「避難所台帳」（P. 29）及び在庫一覧表は最新のものについて作成中ないし未完成の状況である。

水及び食料について、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

【指摘 5】

水及び食料について、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

14 備蓄物資等のうち、水及び食料以外のものは、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか

ア 前記「2 視察結果の概要」(P. 59)に記載のとおり、多くの視察場所において、在庫一覧表と現品との不一致があった。

イ 上記(13)と同様、「避難所台帳」(P. 29)及び在庫一覧表が作成中・未完成であるために資料と実態とに齟齬を生じている。

食料以外の資機材についても、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

【指摘 6】

水及び食料以外の備蓄物資等についても、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

なお、マスク、ウェットティッシュ等について、明らかに開封されて一部が消費されている物についても、在庫一覧表上は「1箱」等と記載されているものが見受けられた。

在庫一覧表への記載はできるだけ正確を期すべきであることから、開封済みの物については、たとえば「開封済み半分程度消費」等の記載を行うなど、開封済みの消耗品について、在庫一覧表へのより正確な記載方法を検討するのが望ましい。

【意見 38】

開封済みの消耗品について、在庫一覧表へのより正確な記載方法を検討するのが望ましい。

15 賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか

ア 賞味期限や使用期限が切れているものが発見された場所は、次のとおりである。

- ・現地視察番号③ (吉浦まちづくりセンター)

簿外品について賞味期限切れのマジックライス保存食白飯段ボール1箱があった。

- ・現地視察番号⑤ (広まちづくりセンター)

簿外品について賞味期限切れの飲料水6箱、ジュース2箱、お茶6箱があった。

- ・現地視察番号⑨ (下蒲刈農村環境改善センター)

在庫一覧表上のクラッカー2箱について賞味期限切れであった(在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ)。

- ・現地視察番号⑩ (川尻まちづくりセンター)

在庫一覧表に品名記載はあるが数量記載のないアルファ米について賞味期限切れのものが1箱あり、在庫一覧表上の青菜ご飯1箱について賞味期限切れであった(在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ)。

- ・現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））
簿外品について災害備蓄用クラッカー1箱があった。
- ・現地視察番号⑱（市役所本庁舎2階 備蓄倉庫）
在庫一覧表上のオストメイト装具その他の品目について使用期限切れのものがあつた（在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ。）。
- ・現地視察番号⑳（IHI アリーナ呉（呉市体育館））
在庫一覧表上の飲料水はいずれも賞味期限切れであつた（在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ）。簿外品の飲料水についても賞味期限切れのものがあつた。

イ 在庫一覧表上に期限切れのものが残存していること自体適切な管理とはいえない。

また、在庫一覧表上に記載のあるものか簿外品であるかを問わず、賞味期限の切れた現品が存在していると、これが誤って避難者に提供されるおそれもある。

保管場所に賞味期限や使用期限が切れた備蓄物資等が置かれたままにならないよう管理を徹底すべきである。

【指摘 7】

保管場所に賞味期限や使用期限が切れた備蓄物資等が置かれたままにならないよう管理を徹底すべきである。

このような期限切れの備蓄物資等が残置されている主な原因は、廃棄のタイミングや廃棄方法の判断に関するルール、不足物の補充のタイミングや要否の判断に関するルールが不十分であることが考えられる。

現在、廃棄のルールについて、明文化されているといえるものは、危機管理課作成に係る「過去の避難所開設等に関する説明の主な質疑応答（令和5年5月）」と題する文書のみである。同書の「Q42」によると、次の通り記載されている。

「Q42 備蓄食料品が賞味期限間近のもの、期限切れの対応について教えてください。

A 賞味期限が切れたものについては、危機管理課に連絡の上で各避難所において処分していただいて構いません（賞味期限が切れたものを市民に配ることはやめてください）。

また、賞味期限が近いもの（10月までに切れるもの等）については、危機管理課に相談してください（個別に対応します）。」

まず、廃棄のルールについては質疑応答集の一部に記載されているのみという点で、ルールの明文化として十分とはいえない。

また、廃棄について「避難所において処分していただいて構いません」という表現であり、残置の危険性がある。

さらに、賞味期限が近いもの（10月までに切れるもの等）について各施設管

理者が自発的に相談する形になっているところ、そもそも入庫時点で賞味期限等を参考として廃棄時期を設定し、これを在庫一覧表に記載することが可能なはずである。また、10月以降に切れるものについての扱いも不明確である。

担当課においては自治会の防災訓練の際に期限間近の物を譲渡するなどの有益な処分を行っているとのことである。廃棄前の有効利用を含め、適切な処分ないし廃棄の徹底をするためのルールを明文化すべきである。

【指摘 8】

備蓄物資等の適切な処分ないし廃棄を徹底するためのルールを明文化すべきである。

不足物の補充のタイミングや要否の判断に関するルールはなく、毛布について年に1回使った分をクリーニングして補充しているという程度である。

廃棄のルールとともに、備蓄物資等の適切な補充を行うためのルールを明文化すべきである。

なお、通常業務への流用は原則的に禁止されるべきと思料する（【指摘 11】P.73）。もっとも、廃棄前の有効利用（防災訓練をする団体への譲渡等）はあり得るところである。この点、いわゆるローリングストック的な考え方を参考として、有効利用と補充による循環的な備蓄方法を検討することもあり得よう。

【指摘 9】

備蓄物資等の適切な補充を行うためのルールを設けるべきである。

10 備蓄物資等の入っている箱など、中に何があるのか、わかりやすくなっているか

ア 備蓄物資等の入った箱については、内容物や賞味期限等が箱自体に印字されているものも多数あるが、印字されているもの以外の内容物が箱の中に入れているもの（発電機の箱の中にエンジンオイルが同梱されているなど）もあった。また、箱の印字と在庫一覧表の記載品名が完全には一致していないものがあった。

イ 避難所開設時の発見のみならず、在庫確認の際にも混乱を生じることがありうることから、段ボール箱にもともと印字されている表示に頼るのではなく、品目や賞味期限を改めて見やすく表示する紙を貼付するなどの工夫をするのが望ましい。

なお、そのような紙を貼付する場合、在庫一覧表の各品目に付番した番号と同じ番号を記載するなどしておけば、在庫一覧表と現品との照合が容易になると考えられる。

【意見 39】

段ボール箱にもともと印字されている表示に頼るのではなく、品目や賞味期限を改めて見やすく表示する紙を貼付するなどの工夫をするのが望ましい。

17) 食料は賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいようになっているか

ア 前記「2 視察結果の概要」(P.59)に記載のとおり、多くの視察場所において、検討を要する(一応、賞味期限について新しいものと古いものを分ける又は混在しないように置いているものの、一見してどちらから使用すればよいか必ずしも明らかでないものを含む)。

イ 前述の整頓整理のルールが設けられていないことと関連している事項である。

食料について、賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいよう配慮するルール(置き場所、箱への表示等)を設けるのが望ましい。

【意見 40】

食料について、賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいよう配慮するルール(置き場所、箱への表示等)を設けるのが望ましい。

18) 箱の破れや汚れが目につくものはないか

ほとんどの視察場所において内容物の品質に影響があると認められるほどの箱の破れや汚れがあるものは見当たらなかった。

1か所(現地視察番号⑥(広南中学校(体育館、教室)))のみ、避難所開設ボックスのフタが破損したまま使用されていた。

避難所開設ボックスのフタ(プラスチック製)が損傷している点について、新しい物に買い替える等の対応をすることが望ましい。

19) 劣化(さび、カビ、埃、汚れ)している物は発見されなかったか

ア 次のものが発見された。

・現地視察番号⑮(安登小学校(体育館、教室))

在庫一覧表に挙げられているマスクとは別の簿外品のマスクについて、開封済みであり、かつ、箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着していたものがあった。

イ 中に入っているマスク自体はおそらく未使用であり、汚れも見られなかったが、箱のフタの状況からすると使用は避けるべきと思われる。

おそらく使いかけのマスクを有効活用できるだろうという考えで一緒に保管されていた簿外品であるとみられる。

一緒に保管されることで他の物への衛生的な悪影響が波及することも懸念される。備蓄物資等は勿論、備蓄物資等以外の簿外品についても衛生面に配慮した保管を徹底すべきである。

開封済みとなった消耗品の残り物については、未開封のものに比べて劣化や変質の可能性が高まると考えられるため、衛生面や消費期限等を考慮した取扱いのルールを設けておくのが望ましい。

【指摘 10】

備蓄物資等は勿論、備蓄物資等以外の簿外品についても、特に衛生面については適切な保管がなされているかについて確認すべきである。

【意見 41】

開封済みとなった消耗品の残り物の取扱いについて、衛生面や消費期限等を考慮した取扱いのルールを設けておくのが望ましい。

20) その他発見された問題点について

ア 避難所開設時のものとして備えられているにもかかわらず、通常業務での使用のために流用されている物品があった。たとえば、次のものである。

- ・ 現地視察番号⑧（昭和まちづくりセンター）

体温計について箱だけが倉庫内にあり、本体は倉庫とは別の事務室内で発見された（通常業務で使用していた体温計が壊れたため、備蓄物資等の体温計を通常業務に使用したと推測される。）

通常業務への流用を許してしまうと、紛失や数え間違いの危険性を高めることとなり、適切な管理とはいえない。

備蓄物資等に関し、通常業務への流用を原則的に禁止することについて検討し、その内容を職員に周知すべきである。

【指摘 11】

備蓄物資等に関し、通常業務への流用を原則的に禁止することについて検討し、その内容を職員に周知すべきである。

イ 過去の避難者の個人情報に記載された避難者台帳の紙が、倉庫内に残置されていた例があった。

- ・ 現地視察番号⑥（広南中学校（体育館、教室））

避難所開設ボックスの中に過去の災害時のものと思われる避難者一覧表が入っていた。

- ・ 現地視察番号⑨（下蒲刈農村環境改善センター）

避難所開設ボックス内に、過去に避難された方の住所及び氏名が記載された避難者リストが残されていた。

- ・ 現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））

避難所開設ボックス内に、雑然と書類が入っており、その書類には避難者の住所、氏名及び健康状態が記載された健康状態チェックシート、並びに避難者の住所、氏名及び電話番号等が記載された避難者一覧表があった。

個人情報について、市は個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための安全管理措置を講じなければならない（個人情報の保護に関する法律 66 条）。

避難所開設ボックス内に個人情報に記載されたリストを入れたままにすることは、個人情報保護のための安全管理措置が講じられていると評価できない。

リスト原本をどこで誰が保管するかについてのルールが設けられていないことから上記の問題を生じたものと考えられる。

避難所で作成される文書等に関し、個人情報を含むものについて保管等の取扱いのルールを設け、適切に管理すべきである。

【指摘 12】

避難所で作成される文書等に関し、個人情報を含むものについて保管等の取扱いのルールを設け、適切に管理すべきである。

4 現地視察において問題点が散見された原因に関する考察

以上のとおり、現地視察において多くの問題点が散見された。その原因について監査人が考察したところは、以下のとおりである。

- (1) 備蓄物資等の確保は、危機管理課が所管して実施しているものであるところ、実際にそれが備置される施設の管理者は危機管理課ではない。施設管理者は、学校・まちづくりセンター等である。

そして、備蓄物資等の整頓・整理や在庫確認等の作業について、危機管理課が単独で行うのは人員数的に困難であり、各施設管理者ないし担当職員の協力に頼らざるを得ない。

- (2) このような関係性の中で、危機管理課としては、「施設を間借りして備蓄物資等を置いてもらっている」ような感覚を抱いており、施設管理者側に対して備蓄物資等に関する細やかな対応を依頼しづらい状況にあることがうかがわれる。

そのような状況であるがゆえに、施設管理者側の裁量に委ねる運用となり、細やかなルール設定もなされないままとなってきたのではないかと推測される。

現地視察において散見された問題は、このような組織上の困難性にも大きな原因があるものと考えられる。

- (3) とはいえ、このような原因があるとしても、備蓄物資等の確保に関する不備が正当化されるものではあり得ない。

危機管理課と施設管理者側との間で一層の理解と協力関係を深めるための継続的な組織間の協議等をおこない、関係調整が図られることが望まれる。

【意見 42】

危機管理課と施設管理者側との間で一層の理解と協力関係を深めるための継続的な組織間の協議等をおこない、関係調整が図られることが望まれる。

第5章 まとめ

本件包括外部監査においては、備蓄物資等の確保について多くの問題点が見つかった。概していえば、在庫一覧表が未完成であること、鍵の保管方法、整頓、整理、簿外品の扱い等に関するルールが設けられていないことなどが大きな問題である。

特に、各施設における在庫一覧表の作成に着手されたのが令和4年度であり、それまで在庫一覧表が存在しなかったという事実、そしてそれが未完成という事実（なお、令和5年度末完成予定。）については、監査人において驚きを禁じ得なかったところである。

市民としても、各施設における備蓄状況については、当然に市が正確に把握して管理しているとの信頼を抱いているのではないかと思われる。

正確な在庫一覧表を含む避難所台帳の早急な完成が望まれる。

備蓄物資等に係る諸々のルールが設定されていないことに関しては、各施設に応じた個別の事情があることから、一律のものを設定するのが困難であるという事情があるかもしれない。

しかし、災害発生時のような臨機の対応が求められる場面とは異なり、事前の対策としてなされる事項については試行錯誤の上で個別の事情にも配慮し、より効率的・有効的なものへと改善していくことができるはずである。

備蓄物資等に関する問題点については、危機管理課が施設管理者側の協力に頼らざるを得ないことから生じる組織上の困難性に大きな原因があると考察されるところであり（P.75）、危機管理課のみならず避難所開設担当の職員や施設管理者側においても一層の理解と協力関係を深める努力をされるよう期待するものである。

本包括外部監査が、今後の呉市の防災・減災に役立つことになれば幸いである。
最後に、本包括外部監査に御協力いただいた全ての方々に感謝申し上げます。

以上